

令和5年10月5日

◎**金岡委員長** ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(10時開会)

◎**金岡委員長** 本日から委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、11日水曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることといたします。

《健康政策部》

◎**金岡委員長** 最初に、健康政策部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承いたします。

◎**家保健康政策部長** それでは、総括の御説明をさせていただきます。健康政策部からの提出議案は、一般会計補正予算と条例議案1件でございます。

まず、お手元の資料②議案説明書(補正予算)の4ページをお開きください。当部の一般会計補正予算総括表でございます。

今回の補正予算につきましては、総額で2億1,308万円の増額をお願いするものです。概要といたしましては、医療提供体制の確保対策として、市町村立の僻地医療拠点病院が行う医療機器の整備を支援してまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、高齢者施設などへの集中的検査で使用する抗原定性検査キットの確保や、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応などに対する専門相談対応について、下半期に必要な経費を計上しております。そのほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の病床確保料について、医療機関への過大交付が生じていたことが判明したため、国に返還するために必要な予算を計上しております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日から、感染症法上の位置づ

けが5類感染症に変更され、幅広い医療機関による対応への移行に向け、9月末までを対象期間とする移行計画を策定し、医療提供体制の整備を進めてまいりました。先般、国から10月以降の病床確保や公費支援の枠組みが示され、病床確保料や公費支援は一定縮小しつつ、来年3月まで延長されることとなりました。このため、移行計画を見直し、冬の感染拡大期にも対応できる医療提供体制を確保するとともに、来年3月末までに通常の医療提供体制への段階的な移行に努めてまいります。

次に、条例議案について御説明させていただきます。お手元の資料③議案(条例その他)の表紙をめくって目録のページを御覧いただければと思います。

健康政策部からは第6号の高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案の1件を提出しております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

続きまして、当部で所管しております審議会の開催状況についてでございます。お手元の議案参考資料の審議会等という赤いインデックスのつきましたページをお開きください。令和5年度各種審議会における審議経過等一覧表でございます。

令和5年6月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和5年10月と書いております高知県歯と口の健康づくり推進協議会など10件で、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりでございます。また、各審議会の委員名簿は資料の4ページ以降につけておりますので御確認いただければと思います。

以上で総括の説明を終わります。

◎**金岡委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

〈医療政策課〉

◎**金岡委員長** 初めに、医療政策課の説明を求めます。

◎**藤野医療政策課長** 当課からは、補正予算について説明いたします。お手元の資料②議案説明書(補正予算)の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金2,616万2,000円及び諸収入4,949万円につきましては、補正予算で説明いたします事業に充当する予算の増額をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出について説明いたします。右の説明欄を御覧いただきたいと思います。

1 医療政策総務費の国庫支出金精算返納金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した医療機関の病床確保料への補助に関する返納金です。昨年度、他県において当該補助の過大交付に対する会計検査院の指摘があり、それを踏まえて厚生労働省が都道府県を通じ、令和2年度、令和3年度の実績について医療機関に自主点検を依頼しました。その結果、県内で判明した事例について返納を行うものです。県内では10の医療機関で事例が判明し、具体的な内容は、患者が入院期間中は診療報酬が支払われるため病床

確保料は交付対象外であるところ、医療機関が申請を行う際に確認漏れなどにより、誤って患者の入院期間に算入される退院日を病床確保料の対象としていたものでございます。

次に、2へき地保健医療対策事業費のへき地医療施設設備整備費補助金は、僻地医療拠点病院が行う医療機器の整備に対して、国及び県が2分の1ずつ補助を行うものです。7月下旬に国から採択の内示がありましたので、今回補正をお願いするものです。本山町の嶺北中央病院がエックス線CT装置を、大月町の大月病院がヘモグロビン分析計などを購入予定となっております。

医療政策課からは以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** 2つのことをお聞きしたいんですけども、集中的検査の抗原検査キットは違いますか。

◎**家保健康政策部長** 所管課が次の課です。

◎**岡田（竜）委員** 間違いました。申し訳ありません。

◎**西森（美）委員** まず、国に返納する分なんですけれども、先ほど課長から御説明がありましたように、会計検査院で指摘があって令和2年、3年と自主点検をして、高知県においては10の病院から入院期間中は対象外であったものが請求されていたので、それを返納するということだと思えるんですけど、返納の約5,000万円は令和2年度の分だけなんですか。令和3年度も含めてでしょうか。

◎**藤野医療政策課長** 今回予算計上をさせていただいているものは、令和2年度の相当分になっております。令和3年度の病床確保料についても、該当の事例が本県においてもございます。これは医療機関から返納いただいて、国に返納することとなっております。

その仕組みなんですけれども、令和2年度はもう事業が確定しておりますので返納するという形になるんですが、令和3年度事業に充てる国費については、県全体の実績額がまだ確定していない状態になっておりまして、その確定後に事業費の全体額から返納分を差し引くという形で国が仕組みを検討しておりまして、その形が固まってから返納する形になります。

今回、令和2年と3年分を病院からは返納いただきますので、結果として歳入予算については、今お示ししておる額より決算のときには増えると思いますが、それを県が国に返す額というのは、令和3年度の事業の総額が固まってから、国が実際に返納を求めるのか、事業枠が残って差し繰りして返納が必要なくなるのかを検討すると言っておりますので、今回の予算の形としては令和2年度分だけを計上している形になっております。

◎**西森（美）委員** そしたら、令和3年度に関しては、確定した後、国と調整をしながら、また減額の補正が上がってくる可能性もあるということですね。

◎**藤野医療政策課長** そうですね。病院からの歳入としては、今回、令和3年度分も県に

は返してもらうようなことになると思います。県から国に返すのは、改めて補正が必要なのか、それとも国全体のコロナ経費の中の差し繰りで必要なくなるのかというところが、これから決まってまいります。

◎西森（美）委員 約5,000万円ですけど、令和2年度はコロナが発生したときなので、もうかなりの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が交付されたと思います。令和2年度に医療機関に対しては総額ではどれぐらいあったんですか。その中の5,000万円とはどれぐらいの位置づけなのか。

◎藤野医療政策課長 令和2年度に本県で医療機関に病床確保をお願いした交付額全体としましては、74億7,000万円近くあります。そのうち、今回の返還は約5,000万円になっておる状況です。

◎西森（美）委員 分かりました。

では、僻地医療のほうに質問を移したいと思いますが、先ほど課長からお話があったのは、本山町の嶺北中央病院にエックス線、大月町にヘモグロビンの関係の設備をとというお話だったと思います。これは過去にも、国の内示が出たので補正予算を組んだけれども、結局申請がなくて減額補正になった事案もあったと思うんですけど、このことに関しては、両病院からの要請もあってきちんと執行ができる予算と考えていいんですか。

◎藤野医療政策課長 今回の国の内示を受けまして、大月町、本山町それぞれに確認しまして、対応するということですので、今回は執行する、購入するということになると思います。

◎西森（美）委員 以前の対応をちょっと振り返ってみますと、嶺北中央病院と大月病院に、例えばMRIの装置とか超音波の診断装置などの要請があって内示を受けて補正予算を組んだけれども、結局できなくて全部減額になったことがあったので、ひょっと今回はMRIの装置とか超音波の診断装置なども含まれているのかなと思ったんですけど。それはもうほかで対応されて、今回はまた別のものという認識でよろしいんですか。

◎藤野医療政策課長 すみません、過去の機器を結局どうしたかを確認が取れてないのですが、今回、嶺北中央病院はエックス線CT装置のみの購入となっております。大月病院もヘモグロビン分析計のほか、生化学検査に関する装置などの購入ということになってございます。

◎西森（美）委員 分かりました。しっかり執行ができるように求めておきたいと思います。

◎細木委員 同じく嶺北中央病院の分ですけど、今回更新が何年目になったのかと、その価格をお願いします。

◎藤野医療政策課長 嶺北中央病院のエックス線CT装置は、使用年数が10年、耐用年数も10年ですので、それに伴う更新でございます。費用としてお伺いしておるのが、6,550

万円程度のものというふうにお聞きしております。

◎細木委員 先生の正確な診断を、患者さんのためにも、医療機器が適切に更新できているのかということを確認させていただいたので、10年ということなので適切なのかなと思います。それと価格については、値引き交渉じゃないですけど、かなり値下げになる場合が僕の経験上あったんです。だからこういう医療機器は入札であるとか、できるだけ適切な価格で購入できたら一番いいと思うので、その辺の交渉というのをちゃんとやられているのかを確認させてください。

◎藤野医療政策課長 町の事務局がやりますので、その辺は公としてしっかりと見積り、入札などをやることになってくると思いますので、その点はこちらとしても特段心配はしておりませんが、そういう御指摘もありましたので、町にもしっかりと適正な価格で入札をとということをお願いしておこうと思います。

◎西森（美）委員 すみません。課長、先ほどの私の認識が違ってまして、MRIと超音波の診断装置はもう購入されておりました。令和2年9月に補正で6,700万円が計上されて、そのときに老朽化したエックス線の透視装置が補正予算として上がったんですけど、令和3年2月議会で申請が下回って減額補正になったということが経過であったと思います。このことが今回上がってきたという認識ですか。

◎藤野医療政策課長 令和2年のエックス線テレビシステムと思いますが、それとは別の機械です。

◎西森（美）委員 分かりました。ちょっと整理します。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

〈健康対策課〉

◎金岡委員長 続きまして、健康対策課の説明を求めます。

◎川内医監兼健康対策課長 当課からは、一般会計補正予算議案をお願いいたします。お手元の②議案説明書（補正予算）の7ページをお願いします。

歳入予算です。9款国庫支出金5,626万6,000円で、歳出予算の財源となる国庫負担金及び国庫補助金でございます。

次の8ページをお願いします。歳出予算です。上から3段目の7目健康対策費について、右側の説明欄で御説明します。

まず、1感染症対策事業費の事務費として1億1,000万円を計上しております。こちらは新型コロナウイルス感染症の次の冬以降の感染拡大の防止を目的として、高齢者施設等で実施する集中的検査で使用する抗原定性検査キットを確保しておくものでございます。

次に、2新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費のうち、新型コロナウイルスワクチン専門相談事業委託料として126万6,000円でございます。こちらは新型コロナウイルス

ワクチン接種後の副反応に対して、地域の医療機関では対応できない場合の専門病院としての業務を高知大学医学部附属病院に委託しているものです。当初予算では10月末までの費用を計上しておりますが、11月以降も対応が必要となりますことから、年度末までの予算をお願いするものでございます。

以上で、健康対策課の令和5年度9月補正予算につきましては1億1,126万6,000円でございます。

健康対策課からは以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** 先ほどは失礼しました。感染症対策事業費についてなんですけども、集中的検査キットの購入に当たって、集中的実施計画が立てられていると思うんですけども、その中に保育所は入っていますか。

◎**川内医監兼健康対策課長** 今回については、含めておりません。

◎**岡田（竜）委員** 5類にも移行しまして、実際の保育所の現場としては、検査してええもんかというような、逆にこういうことを計画に入れられてしまうと、検査しないといけなくなって、それこそ園自体を閉鎖しないといけない状況がもしかして出てしまうと大変ということがあって、なかなか難しいところではあるんですけども。でも園児がコロナになったという情報は各園で公表されていまして、その保護者や隣のクラスの先生であったりは非常に戦々恐々としている状況があるんですけども、そういった場合に保育士の方は、園によっては検査をしてと言われたり、あまり言えない話ですけど、せずに出てきてというような話なんかが出たりしています。

そういった場合に、園によっていろんなやり方があると思うんですけども、検査キットもただではないので、検査をしたいというような園、もしくは保育士がいた場合に、購入のサポート、支援が何かできないかと思うんですけども、今回計画にも入れられてないということですので、そこのお話を聞かせていただいても構いませんか。

◎**川内医監兼健康対策課長** 今回の集中的検査の計画では、高齢者施設及び障害者施設の入所型施設の職員を対象として行っています。国の要項等では保育所なども入っておりますけれども、教育委員会と協議して、特段、幼保については集中的検査は検討してないということでしたので、計画からは外しております。

これまでのところ、幼稚園・保育所等について、抗原検査キットの配布をお願いしたいというような声はお聞きしていないところです。ですので、それぞれの開設者において、必要となった場合は確保していただくということになるろうかと思えます。

◎**岡田（竜）委員** 最後の部分がちょっと分からなかったんですけども、必要であれば確保しておくということでしょうか。

◎**川内医監兼健康対策課長** 開設者の責任において確保されるべきものだと考えています。

◎細木委員 新型コロナウイルスワクチンの接種推進事業のことです。死亡事例につながったかと思われるような事例も以前にはあったと思うんですけど、最近はそのような重篤な例とかはどんな状況でしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長 すみません、ちょっと正確ではありませんけれども、最近の死亡の報告の事例は極めて少ない、かなり減少しているかと思います。令和3年、令和4年の前半の頃までは全部で十数例程度ありましたけれども、最近、特に今年に入ってから1例あったかないかというぐらいだったと記憶しています。

◎細木委員 少なくなったということはよかったですと思います。あと、高知大学医学部附属病院は、ワクチン接種後の後遺症以外にもコロナ罹患後の後遺症についても相談窓口として一番担当されていると思います。最近の僕の身近なところでも、だるさとかブレインフォグとか、ずっとせきが出るとかで、かなり後遺症に苦しんでいる方が結構多いんです。そこら辺で、コロナの罹患後の後遺症についての委託事業というのは、また別個にあるわけですか。

◎川内医監兼健康対策課長 高知大学で、罹患後症状に関する専門外来を開設していただいています。主として、医療機関からの紹介に応じて診療するという体制になっています。こちらについては、特に県からの委託事業という形では行っておりません。開設に当たっては、令和3年の夏頃から高知大学と協議して、高知大学で開設するというので、県からの補助云々の話もしましたが、通常診療体制の中で対応可能で県からの補助金は不要ということで県の事業としては行っておりません。

◎西森（美）委員 相談件数の推移はどんな状況ですか。

◎川内医監兼健康対策課長 すみません、令和3年度データが手元にありませんけれども、大学のほうで、令和4年度は24件、令和5年度は8月までの分で11件となっています。

◎西森（美）委員 約130万円の増額の補正ですけど、冬にかけて相談件数も多くなる見込みであるということで人件費等を増額されるこの内容について教えてください。

◎川内医監兼健康対策課長 今回の増額については、もともと新型コロナに関する経費は病床確保料なども含めて、10月までの7か月分の予算を計上しておりまして、今回改めて11月以降をお願いするものです。感染状況とか国からの費用の負担の状況とかが不透明なところがありましたので、令和3年度、4年度もそうですけど、当初予算は10月までということにしています。

ちなみに、その他の予算については、全体に執行が少ないものですから、当初予算で対応可能ですので、この9月議会では補正は計上しておりません。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

〈薬務衛生課〉

◎金岡委員長 次に、薬務衛生課の説明を求めます。

◎山村薬務衛生課長 当課からは条例議案について御審議をお願いいたします。お手元の④議案説明書（条例その他）の1ページをお開きください。中ほどにあります高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案についてでございます。内容につきましては、資料を使って説明いたしますので、議案参考資料の赤いインデックス、薬務衛生課のページをお開きください。

資料上段の改正の概要を御覧ください。改正のポイントは2点ございます。まず1点目は、旅館業法において事業譲渡による営業者の地位承継承認制度が新たに規定されたことに伴い、地位の承継のための申請手続に係る手数料を新たに条例に規定しようとするものでございます。次に2点目は、旅館業法の改正に伴う引用規定の整理を行おうとするものでございます。

左下の枠囲み、1事業譲渡による営業者の地位承継承認制度の新設についてを御覧ください。こちらの新制度につきましては、昨年6月に閣議決定された国の規制改革実施計画におきまして、旅館業における事業の譲渡の場合の事業承継の手続について、相続の場合と同様の簡素化を実現することが盛り込まれたことを背景に、本年6月に旅館業法の改正が行われております。

具体的には、左側中段にお示ししておりますイメージ図のとおり、従前、譲渡人から譲受人が事業を引き継ぐ場合、まず、譲渡人が廃止届を保健所に提出した後、譲受人が新たな営業許可申請を行い、保健所長の許可を受ける必要がございました。改正後は、譲受人が地位承継に係る承認申請を行えば、保健所長が承認し、地位の承継の手続が完了いたします。

左下の表の改正後の手数料体系にお示ししておりますとおり、事業譲渡により営業者の地位の承継の承認を受けようとする場合の手数料につきましては、合併や相続の場合と同額の7,400円としております。

次に、右側の枠囲みの2旅館業法の改正に伴う引用規定の整理についてを御覧ください。事業譲渡に係る条項が、法改正されたことに伴う条ずれの整理、また、宿泊させる義務に係る条項につきましても、新たに第2項が新設されたことに伴う号ずれの整理を行うものとなっております。

最後に、右下の本条例の施行期日についてでございますが、改正法の施行期日が12月中旬と予定されておりますことから、これに併せて本条例を施行することとしております。

以上で説明を終わります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎細木委員 国の規制改革によって円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるというふうな規制緩和だと御説明いただきましたけど、従前から改正後になったらかなり期間的には短くなる

というようなことですか。どれぐらいかかっている、今回どれぐらい簡素化されて短縮される予定でしょうか。

◎山村薬務衛生課長 旅館業法の改正につきましては、新規申請と書類であったり保健所の確認であったりといった日数について差はございません。ただ、事実確認をする際の時間が一定短縮されるものと考えております。

◎細木委員 廃止されてから譲渡するという場合は、かなり施設の老朽化とか衛生管理とかがあると思うので、そこら辺のちょっと心配はあるんですけど、そういう期間の定めといったようなのはないんでしょうか。廃止届から出して、どれまでの間だったらこういうことが法的に可能だというような縛りはないんでしょうか。

◎山村薬務衛生課長 事業譲渡につきましては、事前に事業譲渡の契約書であったり、証明書といったものを提出していただく必要がありますので、それにのっとった日程、期間であれば認められると考えております。

◎細木委員 長期に放置されたものが譲渡されるなどということは、あまり予想されてないということでしょうか。

◎山村薬務衛生課長 そのとおりでございます。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続きまして、健康政策部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、物価統制令の適用を受ける公衆浴場入浴料金の改定について、薬務衛生課の説明を求めます。

◎山村薬務衛生課長 まず、物価統制令の適用を受ける公衆浴場入浴料金の改定について御説明させていただきます。報告事項の資料、赤いインデックス、薬務衛生課のページをお願いいたします。

資料には記載しておりませんが、入浴料金の改定は9年ぶりとなります。改定理由としまして、左側上段の1経緯にありますように、電気代、燃料費等の高騰を受け、施設の維持や経営環境が厳しくなっていることがございます。物価高騰の影響に対しましては、個別に現状をお聞きするなどし、令和4年12月補正及び令和5年6月補正予算において、国の交付金を活用した財政支援を行ってまいりましたが、物価高騰が長期化していることから、組合と県において料金改定の必要性について協議してまいりました。

このたび、事業者が所属する高知県公衆浴場同業組合から、入浴料金改定の要望がございました。また、右下の参考にありますように、四国3県では入浴料金の改定が順次行わ

れている状況がございます。なお、左側中段ですが、今回の料金改定の検討に当たり利用者の実態調査を行っております。現在の入浴料金、大人400円につきましては、ちょうどよい、または安いと考えている割合が96%という結果になっております。このため県では、入浴料金について一定の改定はやむを得ないものと判断し、高知県公衆浴場入浴料金審議会に諮問いたしました。

2 結果のとおり、大人の料金を400円から450円に引き上げる一方、中人・小人について料金を据え置くとすることとなり、この決定のとおり改定いたしました。

以上で、公衆浴場入浴料金の改定についての御報告になります。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

(なし)

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

続きまして、動物愛護センターの設置について、薬務衛生課の説明を求めます。

◎**山村薬務衛生課長** 動物愛護センターの設置について御説明いたします。

現在、県と高知市が共同運営しております中央小動物管理センターは、施設の老朽化が進行しているほか、敷地が狭隘なため、動物との触れ合いなど動物愛護の役割が果たせていない状況でございます。このため、新たな動物愛護の推進拠点となる動物愛護センターの設置に向けて、平成30年にこうち動物愛護センター（仮称）基本構想を取りまとめ、敷地面積の広さや住宅地からの距離といった要件にかなう設置場所の選定を進めてまいりました。このたび、高知市にある高須浄化センターの敷地の一部を最終候補地として検討することとしましたので、概要を御説明いたします。

資料1 ページ目の1 動物愛護センター候補地の概要を御覧ください。

候補地は、資料の写真で左側の網かけしたエリア内の一部を想定しており、現在駐車場などに利用されている用地となります。施設規模は、今後の基本設計などにより具体化することになりますが、他県施設を参考にしますと延べ床面積1,000から1,500平方メートルの平屋が想定され、駐車場などを含めると3,000平方メートル程度の敷地が必要となってまいります。施設整備、運営につきましては、現在と同様、県と高知市の共同設置、共同運営となります。施設や設備の内容ですが、収容動物の習性を考慮しました犬舎、猫舎、譲渡を促進するためのふれあいスペースに加えまして、負傷した犬や猫の応急手当てや猫の不妊去勢手術が可能な手術室などの設置を想定しております。

資料2 ページ目の2 選定の経過及び理由を御覧ください。建設用地は、県市の所有地から選定することとし、調整を進めてまいりましたが、面積要件など全てを満たす用地はなく難航いたしました。そのため、造成や建築の工法を工夫することにより、基準のクリアを図ることとし、再度選定をした結果、国有地と高須浄化センター用地の2か所を候補地として地元調整を進めてまいりました。

このたび最終候補地とした高須浄化センターの選考理由としましては、下部枠囲みにま
とめておりますように、1つ目、面積が3,000平方メートル以上で確保できること。2つ目、
長期浸水地域内ではあるものの盛土造成により対応可能な2メートル以下の浸水予想であ
ること。3つ目、電車、バスのアクセスがよく、市内中心部からも非常に近く、また周辺
に民家がないこととなります。

資料3ページ目を御覧ください。動物愛護センター建設に向けた想定スケジュールでご
ざいます。スケジュールは、測量・調査・設計、造成工事、建築工事で、おおむね3か年
を想定しております。今後は、具体的な整備内容、費用負担などについて、市や関係者と
協議を進め、早期の整備を目指します。

薬務衛生課からの報告は以上となります。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** ちょっと細かいところをお聞きするんですけども、航空写真のところで、
旗ざお地のように分かるようにしていただいていますけども、これは進入路が西側から
というイメージでやられていますか。

◎**西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当）** 航空写真にありますメッシュのところは
候補地で、そこに入る形で白い道筋をつけておりますが、これは現在の進入路を生かした
形での予定の進入路としております。

◎**岡田（竜）委員** ほかから入ろうと思えば入れるルートがつくれると思うんですけど、
そういうのは想定していないということでしょうか。

◎**西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当）** これは現時点の進入路を想定しておりま
すので、この下のグラウンドの利用者等と調整が必要というふうになれば、別の入り口を
つくらなければならないのかなというのは考えております。

◎**細木委員** 浸水エリアだということなんですけど、浸水の予測は大体どのぐらいのレベ
ルでしょうか。

◎**西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当）** ハザードマップによりますと、1メータ
ーから2メートルという予測になっております。ほぼ予定しているところは1メートルに
近いと思っておりますが、測量して、実際の高さというのを今後出していきますので、現
時点では想定2メートル以内と考えております。

◎**細木委員** それに対応する盛土をされるということでしょうか。

◎**西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当）** 浸水高に合わせた盛土というのを計画し
ております。

◎**細木委員** 公共交通については、一番近いのは県立美術館通の電停だと思うんですけど、
バスも結構走られていますか。

◎**西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当）** バス・電車のアクセスがよいということ

であり、ここを選ばせていただきました。徒歩で大体10分足らずということですので、立地環境はいいと思っております。

◎細木委員 この該当の辺りは、高須地域の投網組合の方が練習をしていたり、ウォーキングとかされる方が結構多いんです。その辺の整備をされることで、そういう方の御要望とか御意見とか、あと周辺の環境整備なんかも併せて予定されるんでしょうか。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 周辺環境につきましては、既にここは下水の環境施設ということで緑地帯にしておりますので、これを生かした形を考えております。あと、もともと基本構想の中で、学校、幼稚園、福祉施設等の方も含めた憩いの場としても活用できないか御提案いただいておりますので、そういうことも基本計画の中で練り込んでいきたいと考えております。

◎西森（美）委員 動物愛護センターは候補地がいくつかあって、高知市でも高知県でも様々議論が重ねられてきたと思います。最終的にここに決まったこと、私、個人的には歓迎するものです。

今後なんですけれど、4ページに想定スケジュールで、開所が令和9年ということで、造成工事とか建築工事というハード面でのスケジュールは示されたんですけど。県と市の合築の図書館を整備するときにも、県と市の役割分担でありますとか費用負担についても、その都度、議会にも報告があったり提案があったりとかで議論を重ねてきた経過があると思います。

県と市のそういう役割分担とかに関して、どういう構想の下でやられるか、その点に関するスケジュールを教えてくださいたいと思います。

◎西岡薬務衛生課企画監（動物愛護推進担当） 役割といたしましては、県で設計、建築を担っていく。高知市につきましては、分担金と負担金という形でいただくということで今お話を進めさせていただいております。

あと、費用案分ですけども、まだ具体的な額は協議中でして、それは協定で決めていこうということです。現時点においては、基本設計までの費用と、その基本設計ができれば具体的な施設ができますので、施設の大きさ、内容によってやっていこうとなっています。あらあらの案としましては、建物の設計が決まるまではフィフティー・フィフティーで、それ以降はお互いが必要とする施設について案分していく、共有部分についてはフィフティー・フィフティーでいくんじゃないかと。これにつきましても、入れる犬舎、猫舎をお互いに独自でどんなものを作るかというプラスアルファの話が出てきますので、その調整がまだ残っておりますので、具体的なものは協定を結ぶ段になって決まっていくかと思っております。その都度については、折々御説明させていただきます。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

質疑は終わるんですが、一言だけ。かなりハードルが高いところなんですね。特に液状

化の心配がかなりあると思いますので、そこの対策をしっかりやっていただきたいと思
います。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎**金岡委員長** 次に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御
了承願います。

◎**山地子ども・福祉政策部長** まず、総括の御説明をさせていただく前に、本年7月に障
害福祉課におきまして、マイナンバーと身体障害者手帳情報とのひも付けに誤りがある事
案が発生したことによりまして、関係の皆様にも多大な御迷惑、御心配をおかけいたしまし
たことをおわびを申し上げます。こうした事態はあってはならないことであり、今後この
ようなことがないように再発防止の徹底に努めてまいります。本当に申し訳ございませんで
した。本件につきましては、報告事項として提出させていただいておりますので、詳細に
つきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

それでは、総括の御説明をさせていただきます。子ども・福祉政策部が提出してありま
す議案は、一般会計補正予算議案1件でございます。また、報告事項が2件ございます。

まず、令和5年度一般会計補正予算の御説明をいたします。②議案説明書（補正予算）
の9ページをお願いいたします。

補正予算総括表でございますが、総額1,744万1,000円の増額補正をお願いするものです。
今回の一般会計補正予算は、国の妊娠出産子育て支援交付金を活用し、市町村が支給して
おります出産・子育て応援給付金につきまして、電子カタログギフトによる支給を可能と
する共通基盤システムの構築に要する経費のほか、旧中央児童相談所の解体工事に要する
経費を計上しております。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていた
だきます。

次に、報告事項といたしまして2件ございます。1つ目は、身体障害者手帳情報と個人
番号（マイナンバー）のひも付け誤りについて、2つ目は、まち・ひと・しごと創生総合
戦略基本目標3の少子化対策と女性の活躍の促進の実行3年半の取組の総括についてで
ございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

次に、当部で所管しております審議会等の開催状況でございます。お手元の審議会等と
いう赤いインデックスのついた資料をお願いいたします。

令和5年度各種審議会における審議経過等一覧表でございます。令和5年6月危機管理
文化厚生委員会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和5年9月と記載をしてお

ります高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会など9件でございます。審議会等につきましては、お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また、審議会等を構成する委員の名簿を資料の後半に添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈子育て支援課〉

◎**金岡委員長** 初めに、子育て支援課の説明を求めます。

◎**岡本子育て支援課長** 当課からは、令和5年度一般会計補正予算案について御説明いたします。お手元の②議案説明書（補正予算）の11ページ、歳出をお願いいたします。

6子育て支援費のうち、右側の説明欄の出産・子育て応援給付金共通基盤システム構築委託料として1,000万円をお願いしております。詳細につきましては、お手元の議案参考資料の赤色のインデックス、子育て支援課のページをお願いいたします。

出産・子育て応援給付金共通基盤システム構築委託料は、国のメニューでございます。出産・子育て応援給付金につきまして、国が推奨する電子カタログにより支給する共通基盤システムを県が構築し、県内市町村が希望により利用できる体制づくりを行うものです。なお、出産・子育て応援給付金につきましては、下の枠囲みの注釈に記載してありますとおり、妊娠期から出産・子育て期までの伴走支援と経済支援を一体的に行うため、妊娠届提出時に5万円、出生届届出後に5万円の計10万円相当を市町村において支給しているものです。

委託金額は1,000万円で、全額国の交付金を充当いたします。委託内容は、出産・育児関連用品などの電子カタログの開発や商品の調達、発送などの支給管理に係るシステム設計や開発などで、事業者の選定に当たりましては、プロポーザル方式による随意契約を予定しております。

事業のイメージとしましては、従来どおり、妊娠時、それから出産時にアンケートと面談を実施した上で、本事業により構築しますシステムにアクセスしていただき、希望する商品を選択するとお手元に商品が届く流れを想定しております。吹き出しに商品例を挙げておりますが、おむつ、ベビーカーといった子育て用品の購入、レンタルはもちろんのこと、産後ケアや家事代行サービスなどの子育て支援サービスの利用券、地域産品などを準備する予定でございます。国の狙いとして、いわゆる引き出物などのカタログギフトのような形によりまして、妊婦や子育て家庭が出産や子育てに必要な商品や便利なサービスを知り、子育てのイメージをより具体的に持っていただけることを期待もしているということでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中にシステム構築を完了いたしまして、令和6年4月からの運用を開始したいと考えております。

補正予算案についての御説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** ここに計上されているということは利用したい市町村がいらっしやっただということだと思うんですけども、市町村への聞き取りもされたと思いますので、市町村の意向がどうだったか。そのうち、現在、現金給付でやられている市町村がどれぐらいあるかというところも教えてもらえますか。

◎**岡本子育て支援課長** 現在のところは、全ての市町村が現金給付をされているという状況です。このシステムの活用を前向きに検討したいと御回答いただいた市町村は21市町村ございまして、全体の3分の2に当たる市町村が、こうした電子化登録、ギフトでの交付について検討しているという状況でございます。

◎**岡田（竜）委員** そもそも、このシステムを構築する前の段階から、国としては、システムありきで10万円を配っていきたいというような形だったと思うんですけども、もともとの目的としては伴走型の相談支援と経済的支援ということで、電子カタログというのはDXを進める上でのおまけのような位置づけだと思っています。国も、それありきではなく推奨という形で、やりたいところがやってやというような形だと思うんですけども、前の子育て応援パスポートアプリのときにも私お話しさせていただいたように、基本、子育てしている方は現金というのがニーズとしてあります。

今回の補正予算のことでも独自のアンケートを取っても、誰もこれを望んでないんですね。現金じゃなく電子カタログでという形を望んでなくて、であれば、それを進めていく旗振り役として県が市町村にこれあるき使ってやというのは、国は別にどっちでもいいというような形で言っているのに、県はいやいやこれを使っていこうというのは、やっぱりここは切り離して。DX化というのはすごくいいことだと思っています。でも、それはそれで、今回の本当の目的は相談支援と経済的支援というところだと思うんですけども、そこをなぜこっちの方向に持っていかれるのか、お考えをお聞かせいただいても構いませんか。

◎**岡本子育て支援課長** 国としての考え方の整理は、こうした広域的なシステムが整う準備期間、当面の間の実施の形として現金給付というのは排除されないということで整理されているとお聞きしております。あくまで暫定的な形ということで認識しているところです。

今回、こうした形を実現していきますのは、給付金の使途を子育て目的に限定をすること。有効期限を設定することで、より消費につなげていきやすいということ。それから、県としてこうしたシステムを設けるということは、個別の市町村が個々に調達してシステムをつくっていくのではなくて、広域連携を取る形で効率的に実施していけるということで、今回県としても、この国の動きに乗った形で新しい仕組みの構築について市町

村と検討を重ねてまいりまして、補正予算として上げさせていただいたところでございます。

◎岡田（竜）委員 先ほど3つ理由をおっしゃったと思うんですけども、最後に言われた広域でやると効率的ということは、僕が言いたいのは、やらなくていいじゃないかということなので関係ないと思っています。経済が回るようなお話もされていますけど、本来これの目的とは違うことだと思っています。目的外利用というのは正直あり得ると思いますが、そういうのはやっぱり一定数考えておくべきだと思うので、やっぱり現金にすべきだという思いがありますので、それだけ申し伝えておきます。

◎細木委員 2人目3人目となると、ベビーカーなんかはあまりいらないかもしれないですけど、この商品のアイテムは本当にニーズに合ったものがカタログギフトの中に掲載されるのか。それと、そういう子育てのサービスが、くまなく公平にサービスを受けられるような状況に本当にあるのか。今、そういうのが目的ではないという意見があったんですけど、地域経済の循環という点でもこういうカタログギフトというのは本当に有効なのか、その辺を教えてください。

◎岡本子育て支援課長 今回、カタログギフトに掲載する商品といたしましては、想定では300点以上を考えております。いわゆる家事・育児に係るサービスであるとか、妊産婦の用品、消耗品であったり衣料品であったり、また一部ではございますが金券的な、電子マネー的なものも中に盛り込もうとしております。

地域によって使えるサービスに差が生じないようにということで申し上げますと、県がそこを広域的にやるという形であれば、事業者が受入れ可能であれば、例えば隣の市町村のサービスについて受けることもできるようになってまいりますので、私どもといたしましては、できるだけ掲載するサービスにつきましても前広に利用いただけそうなサービスを拾い上げて、多くの方に利用していただけるような体制をつくっていきたくと考えております。

◎細木委員 具体的に、家事サービスとか出ていたんですけど、そういう料金が発生する子育て関連のサービスというのは、大体どんなことを予定されているんですか。

◎岡本子育て支援課長 これから募集してまいることにはなりますが、例えば産後ケアサービスとか、ベビーシッター、家事代行であったり、あとミールキットの宅配とか配食サービスのようなものを家事・育児関連サービスとして掲載していきたいと考えております。

◎細木委員 どこが業者として受けるか分かりませんが、地域経済の循環とか地域経済にどれぐらい寄与するのかという点ではどういうふうに評価されていますか。

◎岡本子育て支援課長 プロポーザルでございますので、事業者がどちらになるかというのはこれから決まってまいるということにはなりますが、全国規模で事業展開されている企

業もプロポーザルには提案が出てくることは想定しております。ただ、私どもとしましては、できる限り県内のサービスとか地域の産品を載せていただくのが必須だと思っておりますので、その辺りは提案要素として御提案いただいて、選定していきたいと考えております。

◎西森（美）委員 恐らく、先ほどもお話があったように、子育て世代の方は現金給付がいいというのは、もう十分県も想定されていることだったと思うんです。でも、あえて現金ではなくてこういう形にするということは、子育てに資するものにする。それからもう一つは、もともと経済にも波及効果を与えるという、現金給付ではなく地元のものというのが前提だったと私は記憶しております。それは間違いありませんよね。

◎岡本子育て支援課長 お見込みの通りでございます。

◎西森（美）委員 であるなら、国費が10分の10ではありますけど、どうすれば県内でもお金が少しでも回るようにしていけるかということは、大事なポイントだと思います。先ほど課長から、隣の市町村のサービスも受けられるようなものを含めたいと。産後ケアサービスとか配食のサービスとか家事支援とかが入るのは、私はもうとても歓迎されるものだと思うんです。でも今のところ3分の2なので、そこに入らない市町村のサービスも入れ込むことはできるんですか。

◎岡本子育て支援課長 現状、このシステムの採用を予定していない市町村の中で展開しているサービスについては、今のところこちらへの掲載というのは予定しておりません。ただ、その辺りは提案いただく事業者の提案内容、それから、事業者と実際どういう内容で進めていくかということ協議してまいりますので、いただいた御意見も踏まえまして、できる限り幅広く掲載できるような形を検討していきたいと思っております。

◎西森（美）委員 市町村で独自にやるところは、ある程度のキャパがあって、財源もあって、例えば自分の市町村の中でいろんな経済にも資することを考えられるということで、県のシステムから外れてやっていきたいという趣旨だと思うんですけど、例えばお構いなし範囲で、どういうところがここには入らない市町村になるんですか。

◎岡本子育て支援課長 現在のところ、アンケート等で意向調査している限りにおきましては、比較的小規模な対象数が少ない市町村が、迅速に給付ができるので現金を希望しているという状況でございます。ただ、それはあくまで現状でございますので、今後、新たにこのシステムに乗っていくということも可能ですし、場合によりましては市町村の判断で、このシステムを活用していたんだけど途中で使わないように、現金給付に切り替えるということも、これは起こりうるかと想定しております。

◎西森（美）委員 私の聞き方が悪かったですね。県のシステムに入らずに、独自のシステムでやる市町村はどんな市町村ですか。

◎岡本子育て支援課長 現在、独自のシステムを構えてというところはお聞きしてござい

せん。

◎西森（美）委員 そしたら、この3分の2というのかなり流動的で、後から参入される自治体もあるかもしれないということが前提ですね。分かりました。

そしたら、事業者を選ぶときのプロポーザルの条件なんですけど、やはり県内のものとか、さっき課長が言われた県内での各自治体でのサービスを広域的にほかの自治体のサービスも受けられるようになるためには、もう1ランク、県の中で広域でしっかりできる仕組みづくりがなかったら、それはちょっと絵に描いた餅になりそうな気がするんです。そこは別立てで何か考えられるんですか。

◎岡本子育て支援課長 委員の御指摘のとおり部分でございますが、そここのところは今回カタログギフトのシステムを開発する事業者ではなく、掲載される商品・サービスを展開されている事業者側の問題が多分にあると思います。仕組み上、越境の利用を想定していないところなんかもあるかと考えますので、まずは、プロポーザルの事業者を選定するときには、そういった広域での利用を前提とした仕組みを設ける事業者という観点で一定評価していくと。もう1点は、カタログに掲載する商品・サービスを公募のような形で募集することになると思いますので、そのときに手を挙げてこられた、例えば育児支援のサービスをしておられる事業者がいた場合には、できればその近くの市町村にも広域で展開していただけるようお願いするといったことが考えられると思います。御趣旨は大変ごもっともだと思いますので、できる限り子育て世帯の方が利用できるような形を考えてまいりたいと思います。

◎西森（美）委員 最後です。6月議会に応援アプリもあって、5,000円の給付もあって、そこにいるんなサービスを県内で共有ができるようなものも念頭に置いての設計だったと思うんです。今回も、これを一律というか3分の2ですけど、県でやる意味、効果が最大に発揮されるように、連動をしっかりといただくことが大事ではないかと。予算の執行が効果的にできるようにお願いしたいと思います。

◎岡本子育て支援課長 10月から子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」がリリースをいたしております。もう既にダウンロードできる状況になっておりますが、そここのカタログギフトとの連携ということを提案要素として考えております。例えば、アプリで個人情報などを最初から入力していただいておりますので、それを使えば新しくカタログギフトを利用する際に個人情報を登録しなくてよいかといった利用者にとって利便性の高いようなサービスを展開できると思います。そういうことでありますとか、できれば、カタログギフトに掲載の御協力いただく事業者には、応援の店としても御参画いただくとかといったことを、これからの取組になってまいりますけれども、できるだけ連携した形で相乗効果が上がるようなことを考えてまいりたいと思います。

◎弘田委員 子育て世帯が現金の支給を望むという話をされていたんですけど、私、そう

でもないと思うんですね。いろいろ家庭の事情によるんですけど、現金支給の場合は、こういう話をすると、御主人が小遣いに使ったりとかという話をよく聞きます。そういう家庭の方を見ていたら奥さんが苦勞しているんですよ。例えば、子供のおむつを買いたいけど、お金が少ないから買えないとかね。そういう話が多々あるんで、ぜひこれはきちんと進めていただいて、意義を皆さんに分かっていただいて。現金は現金でいいとは思いますが、やはりこのシステムだと、きちんと物がその家庭に届くということですし、それぞれのサービスを受けられると。それからプロポーザルでこれから事業自体を構築していくということですから、中身はまだきちんと決まってないとは思いますが、ぜひ、子育て世帯が喜ぶような事業にしていってほしいと思います。何か反対ばかりみたいな感じだったんですけど、私賛成していますので、ちょっと言いたかったので言わせてもらいました。

◎細木委員 審議会のことはここでいいですか。

◎金岡委員長 審議会は、この後の子ども家庭課が終わってからお願いします。

質疑を終わります。

できるだけ効率的にやってください。子育て以外のことに使われないようにというのが大きな趣旨だと思いますので、その一番効果的な方法を探っていただくということが一番よろしいかと思しますので、そういう方向でよろしくお願いいたします。

以上で、子育て支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎金岡委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 9月補正予算議案につきまして御説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の13ページをお願いいたします。

右側の説明欄の施設整備工事請負費は、高知市大津にあります旧中央児童相談所の解体工事に係る経費でございます。中央児童相談所は、平成31年1月に療育福祉センターと合築し、高知市大津から現在の高知市若草町に移転いたしました。旧中央児童相談所については、建物の老朽化などにより本年度解体工事に着手するものでございますが、実施設計の結果、当初の見込みを上回る作業と、それに伴う工期の延長の必要が生じたことから予算の増額をお願いするものでございます。

増額の主な要因といたしましては、外部の工作物や排水用配管などの設備の撤去などに見込みを上回る費用が必要になったこと。また、隣接する高知障害者職業センターの利用者は音に敏感な方も多いことから、工事による騒音や振動の影響を最小限にするため、防音パネルを追加して設置するとともに、解体の順序をセンターから離れた建物から順次解体するよう見直したことがございます。

こうしたことによりまして、当初予算額7,142万3,000円に対し、1,620万3,000円の増額

と、令和6年度にわたる工期の延長の必要が生じました。本年度の予算の増額につきましては744万1,000円、また、債務負担行為につきましては、14ページにございますとおり、令和6年度支出額として876万2,000円を見込んでおります。

説明は以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 現行使われている事業所は、何という事業所でしたっけ。

◎**野村子ども家庭課長** 事業所ですか。すみません、もう一度お願いします。

◎**細木委員** 今の施設を使って何か事業をされていますよね。

◎**野村子ども家庭課長** 今は全く使っていない状況です。

◎**細木委員** そしたら、イメージがちょっと分からないけど、旧の児童相談所を全部解体して更地にしてということになるんですか。

◎**野村子ども家庭課長** そうです。

◎**細木委員** 跡地の活用というか、今後の予定というか、そういうのは決まっているでしょうか。

◎**野村子ども家庭課長** 明確には決まってないんですけども、更地を売却する方向、それ以前に一定庁内で利用したいところがないかを照会した上で、そういった方向で検討していくことになると思います。

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

審議会のことについての質疑があるということでございますので、質疑を許します。

◎**細木委員** 審議会の高知県子どもの環境づくり推進委員会の中で、子ども条例フォーラムの開催が審議されています。子供の意見表明権という点では、高校生が5人、委員として委嘱されているので、非常に大切な会だと思んですけど、今年のフォーラムの予定について、日程とか内容とか決まっていたら教えていただけたらと思います。

◎**岡本子育て支援課長** 今年度のこうち子ども未来フォーラムは11月23日を予定しております。今回は、これも子ども委員からの提案ですが、須崎市で活動されています絵描きのマーシーさんという方に基調講演をいただいた上で、高知県の将来の姿であるとかといったテーマで分科会を開催するといった内容で予定しております。

◎**樋口委員** 多分、長寿社会課か福祉指導課に関連する話だと思うんですが、県内のある自治体で、高齢者施設で大きな問題がいろいろありまして、この部に関するところ、労働基準監督署に関するところ、人権センターに関するところ、それから警察もちょっと関心を持って軽く関係者から話を聞いたらしいんです。その施設を該当の自治体も調べているんですが、あまりにもひどい内容と私は思っています。

ただ、悪質でやったかというたら、それより何も知らないのでチャランポランにしたと

というような感じなんですけど、それでも、やはり警察も関心を持つといたら、やや問題があると思いますので、該当自治体がやるべきだというんじゃなくて、県も大きな関心を持って見ておいてほしいということが一つ。

もう一つ、関係者は、当然ながら雇われている人は首が恐ろしくて、よう言わんがです。だからこういう状態が5年も続いてきたわけなんです。そういうことで、該当の自治体に対して聴取にきれいに協力したものは、やはり県が守るくらいの姿勢でおってほしいと思うんです。部長どうですか。

◎山地子ども・福祉政策部長 今、お話がありましたように、施設内でのいろんなトラブルといいますか、あと特に身体拘束とか虐待とかといった事案につきましてはあってはならない事案でございますので、県としましても、市町村の範疇という意識ではなくて、一義的には市町村が前端的に立っていただくということですが、そこはしっかりと連携いたしまして、そういったあってはならない事案につきましては、県としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

◎樋口委員 その該当市町村に協力した働く人たちを、やはり県も守る姿勢でおってほしいと、そこはどうです。

◎山地子ども・福祉政策部長 実際、内部の告発でありますとか、そういったところでちゅうちょされるというケースも当然あるかと思いますが、そういった情報をしっかりと受け止めると、職員を守るというお話もありましたけれども、その点もしっかり留意して取り組んでいきたいと思っております。

◎金岡委員長 補正予算案の審議でございますので、そこら辺で一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続いて、子ども・福祉政策部から、2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

まず、身体障害者手帳情報と個人番号（マイナンバー）のひも付け誤りについて、障害福祉課の説明を求めます。

◎森木障害福祉課長 当課からの報告事項1件につきまして御説明させていただきます。報告事項参考資料の障害福祉課の赤色のインデックスのつきましたページ、身体障害者手帳情報と個人番号（マイナンバー）の紐付け誤りについてをお開きください。

本年7月に、身体障害者手帳情報とマイナンバーのひも付けに誤りがある事案が発生し、本人のものではない手帳情報が、マイナポータル上で閲覧できる状態となっております。なお、マイナポータル上で閲覧できます手帳情報は、資料の枠囲みのところにありますように、手帳交付年月日、手帳番号、等級コードなどの情報となっており、氏名などの特定

の個人を識別できる情報は含まれておりません。また、データを管理しているサーバーで閲覧履歴を確認させていただいたところ、1名の方がマイナポータル上からアクセスされておりましたが、経過を説明させていただく中で、マイナポータル上での端末の操作確認はされたということですが、手帳情報は詳しく御覧になっておられないということで、今回の事案では他者の情報を見られた方というのはいらっしゃいませんでした。

資料の1経緯等のところを御覧ください。7月24日に、8月に新しく更新する新手帳システムのテスト作業を当課で行っておりまして、その中で、他の申請者の個人番号が登録されたデータを発見しましたことから、同様の誤りがないか全データの確認作業を行った結果、114件のひも付けの誤りが判明いたしました。7月31日に、誤った情報についてマイナポータル上で閲覧できないように情報連携を停止した上で、データの修正作業を進めました。8月3日に、ひも付けが誤った方に対しまして、文書または電話でおわびと経緯の説明をさせていただきました。8月4日にデータ修正が完了しまして、マイナポータル上での情報連携を再開しております。

2原因及び再発防止の対応を御覧ください。発生原因は2つございます。

1つ目は、当課におきまして手帳システムに登録する際、他の申請者の個人番号を誤って入力したものが113件ございました。県の担当者がシステムに入力する際には、交付決定の決裁を取った後、一定数の申請書類を同時に入力しておりました。システムでは、障害情報の入力画面とマイナンバーの入力画面が異なっておりまして、入力画面を切り替えて入力を進めていく中で、画面切替えの作業中にほかの方の申請書の番号を誤って登録したというものでございます。また、入力後のチェックにつきましては、情報セキュリティ対策の観点から、マイナンバーだけはチェックリストに出力しない仕様となっております、複数人によるチェックが行えていなかったというところも原因でございます。

再発防止の対策としまして、新しいシステムでは同一画面で入力できるように改修を行っておりまして、また、入力する際は1件ごとに画面上を確認しながら入力しております。さらに、チェックリストにもマイナンバーを出力して、複数人で確認ができるように改めております。

2つ目の要因としまして、市町村担当者が他者の個人番号を申請書に誤って記入したというものが1件ございました。手帳の申請受付は市町村で行っていただいて、書類を県に進達をいただいております。市町村が申請書を受け付けた際に個人番号が未記入だったために、本人の了解を得た上で市町村担当者が個人番号を記入する際に、ほかの方のマイナンバーを誤って記入したというものになります。

再発の防止策としましては、市町村が申請書を受け付ける際に行っていただいておりますマイナンバーの本人確認と、住民基本台帳情報を利用したマイナンバー確認を徹底していただくように、改めて8月7日付で各市町村に通知させていただきました。

本事案についての説明は以上でございますが、現在におきましても、国のマイナンバー情報総点検本部から示されているスケジュールに沿って総点検を進めており、11月頃にかけてまして、今回の事案以外にもひも付け誤りがないか個別データの確認を行うこととなっております。当課では個人情報扱う業務が多く、特にマイナンバーの取扱いについてはより一層注意をしまして、適切な事務処理を行うように徹底してまいります。

障害福祉課からの報告は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 参考のところに手帳の交付人数が2万3,435人と書いているんですけど、これはマイナンバーカードを保有している、していないにかかわらず、ひも付けについては、この約2万3,000人の方の情報を全部手入力で入力していたということですか。

◎**森木障害福祉課長** マイナンバーのシステムへの入力には平成29年度から行っておりまして、最初は一括で、データ上の方のマイナンバーを住基システムから取得しまして、2万4,000件ぐらいを登録しております。その後、平成29年6月以降から、新規で申請をいただいた方、今日まで大体7,500人ぐらいいらっしゃるんですが、順次システムに入力してきたという状況でございます。

◎**細木委員** 今後は、新たに取得された方とか等級が変更になった方ということなので、そんなに件数は変わらないと思いますけど、更新のときにはまたもう1回ひも付けし直すなんてことはないですよ。

◎**森木障害福祉課長** 手帳を取られたときに申請書に書いていただいておりますので、基本、そのマイナンバーを手帳システムでも入力させていただくということになります。ひょっとしたら、中にはマイナンバーを紛失されてマイナンバー自体が変わるというようなことは想定されますが、手帳情報として登録するのは新規での入力をいただいたとき、もしくは、他県から転入してきて新たに高知県でデータを管理するときになります。

◎**細木委員** 職員の業務としてかなり過重なことがあって、数が大変だったから発生したのかなというふうに思ったので、今後そういうことはあまり心配しなくてもいいという認識でよろしいでしょうか。

◎**森木障害福祉課長** デジタル的なチェックが利くような形でシステムの仕様の見直しなど検討しまして、職員の負担の軽減を図りながら、業務を適切に進めていきたいと思っております。

◎**桑鶴委員** マイナンバーの手入力ということは、書いてもらった分を手入力しているということですか。

◎**森木障害福祉課長** 申請書には手書きで12桁のマイナンバーを記載していただくようになっておりまして、その申請書が市町村から県に送られてきます。その12桁の数字を手帳システムに入力するという業務を行っております。

◎桑鶴委員 大変ですね。何かスキャンみたいにして、間違わないようになったらいいですよ。

◎樋口委員 それは間違えることはいけないですけど、いろいろ対策もしている。ただ、複数人でチェックしても、間違えるときは間違えるんですね。僕も新聞社におったとき、文章のチェックを重大なものは五、六人でするんですが、全部いくときはいくんですね。物理的に対処するようにしないと、幾ら見ても難しいところがありますね。だから、ほかの方法も考えていかないといけないと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標3の少子化対策と女性の活躍の促進の実行3年半の取組の総括について、子育て支援課の説明を求めます。

◎岡本子育て支援課長 お手元の資料の報告事項の赤色のインデックス、子育て支援課のページをお願いいたします。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和2年3月に策定し、各分野において取組を進めてきたところでございます。次期計画の策定に向けて取組の総括を行いましたので、当部に関連します基本目標3の少子化対策と女性の活躍の促進の実行3年半の取組の総括につきまして、抜粋して御報告させていただきます。

資料の上段から、分野を代表する目標は2つで、合計特殊出生率と高知県が安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会になっていると考える人の割合でございます。

目標の達成見込みにつきましては、下の①でございますが、合計特殊出生率は、令和4年の出生数が3,721人で全国最少となったことに伴い、令和3年の1.45から1.36となり、目標達成は厳しい状況でございます。要因としましては、平成22年から令和2年の若年女性人口の減少率がマイナス28.2%と全国ワースト4位で、婚姻数の減少率はワースト24位、出生率は全国23位と中位ではございますが、若年女性人口の減少の影響が大きいものと分析しております。若者の流出防止や女性の活躍を後押しする観点から、少子化対策と中山間対策を一体的に抜本強化しますとともに、地域社会における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた施策を一体的に強化し、目標達成を目指してまいります。

②の高知県が安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会になっていると考える人の割合は、昨年の調査の期間が新型コロナの第7波と重なったことや、生活必需品の値上げなどの生活への不安が高まった時期と重なった影響もあると考えておりますが、令和2年の29.2%から令和4年は22%と低下しており、目標達成は厳しい状況です。ニーズの高い仕事と子育てのバランスを取るための支援や、子育ての安心感を高める施策を強化しますとともに、結婚前から支援制度を認知してもらえるような取組を強化してま

います。

次のページをお願いいたします。右端のさらなる挑戦という列で、検討中の施策の方向性を中心に主なものを御説明させていただきます。

出会い・結婚につきましては、出会いの機会の大幅な拡充を目指しまして、ニーズの高い社会人同士の交流機会の拡大や、市町村との連携の強化、また、移住対策などと連携したイベントなどを検討してまいります。結婚支援の抜本強化としましては、こうち出会いサポートセンターの機能強化といたしまして、民間の結婚相談所と連携した交際の後押しや、県東部、西部でのサテライト機能の構築など、きめ細かな対応の強化を検討してまいります。安心して子育てできる体制づくりのさらなる強化といたしましては、ワーク・ライフ・バランス推進のために、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業向けの支援制度や、夫婦が理想とする子供の数をかなえる施策の強化として、不妊治療や産後ケア事業の利用の拡大、多子世帯の保育料の軽減の検討などを進めてまいります。また、社会全体で子育てを応援する環境づくりといたしまして、住民参加型の子育て支援の充実や、家事代行などの子育て支援サービスの提供など、こどもまんなか社会を促進する企業向けの支援制度の検討などを進めてまいります。

また、右端の縦書きの部分でございますが、これらの取組を効果的なものとするため、市町村が地域の実情に応じて行う総合的な人口減少対策を支援する制度につきましても、来年度当初予算に向けた検討を進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。女性の活躍に係る現状と課題としまして、本県は女性の就業率や管理職割合が高く、男性の家事育児に充てる時間は年々増加しており、民間企業の調査によりますと、男性の家事・育児力ランキングでは本県が2年連続で1位となっております。その一方で、家庭や職場における男女の平等意識は、男性が優遇されていると回答する県民が最も多く、若年層、特に女性の流出の一因となっている可能性があると考えております。全国的にも結婚や出産を機に仕事をやめるという従来の考え方は大きく変わっており、社会全体の性別役割分担意識を解消し、女性活躍を推進することは誰もが生き生きと暮らすための土台となるものであり、若者から選ばれる高知となるために不可欠な要素となっております。

その下でございますが、男性は仕事、女性は家庭という旧来のモデルを脱却し、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる令和モデルへの転換を図ることを目指しまして、県民運動として社会全体で取り組む機運を醸成してまいります。

次のページをお願いいたします。右端のさらなる挑戦の列で御説明させていただきます。

目指す姿といたしましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

職場や家庭における意識改革としましては、まずは県が、県の率先垂範として、育児休業取得率の目標を85%に上げをし、仕事と子育ての両立ができる勤務環境の推進を図っ

ているところでございます。ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進としましては、県内企業における男性の育児休業取得率の向上を目指す取組といたしまして、高知県ワークライフバランス推進認証企業の一層の取得の促進や、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業向けの支援制度などを検討してまいります。また、女性の活躍の推進では、魅力ある仕事の創出やリスクリングへの支援、働きやすい環境整備に取り組む企業向けの支援や、建設業などへのデジタル技術の活用などによる女性の進出の後押しなどを推進してまいります。

地域社会全体の意識改革としましては、国の機関や市町村との連携の強化と、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の機能強化、男女共同参画推進月間キャンペーンの実施や、市町村の取組の支援などを検討してまいります。

その下でございますが、こうした少子化対策の展開や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けまして、少子化対策推進県民会議と連携しました県民運動に取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** 国が出しているこども未来戦略の中で加速化プランがありまして、2030年というめどと、そこまでかなり力を入れていきたいと思いますというようなことを書かれました。これをやっていただくことで生産年齢人口も確保できて、さらに未来の子供が、できればその子たちがまた大人になって高知を潤してくれるというイメージだと思うんですけども、国が言ってきているのは、右肩下がりをストップさせることなのか、それともV字回復してちょっと上のところに戻しましょうよということなのか、県としてどう捉えているのか教えていただいても構いませんか。

◎**山地子ども・福祉政策部長** 今回、まち・ひと・しごと総合創生戦略の柱の3ということですが、全体の目標としましては人口減少対策です。人口置換水準の数値である今は2.07というのが、出生率を達成すると人口が一定できると。県としましてはさらにもう一段、将来的に2060年には2.27までに持っていこうという、少し上がるようなカーブを意識しながら取り組んでいるという状況でございます。

◎**岡田（竜）委員** 国が何を言おうとしているか、僕がひょっとしたら誤解があったらいけないのでその確認なんですけども、そこは求められてないけど県としては頑張るよというようなイメージなのか、国全体でそこはV字回復していこうという形で取り組んでいるものなのか、教えていただければと思うんですけど。

◎**山地子ども・福祉政策部長** そこはもう少し確認をいたしますけれども、国としましては人口置換水準の2.07という数値は、計画上位置づけがあると思います。それ以上の数値は位置づけがないと思いますので、まずは人口をとどめる2.07というのを国の目標として

も設定しているということは承知しています。

◎細木委員 1ページの、高知県が安心して子育てしやすい社会になっていると考える割合が、令和6年度までに50%を目指していて、22%というのは本当に厳しい数字だと思うんです。本会議でも子供の医療費のことも何人も発言もされたと思うんですけど、この辺で本当にまだまだ課題はたくさんあると思うんですが。その中で、市町村が行う人口減少対策を支援する制度の検討ということで、子供の医療費についても使えるというスキームも含めて検討するというふうに知事も言われたんですけど、どんな予算規模であって、どういうふうな制度の構築を現在考えられているのか。大変期待をするものですが、現在の検討状況はどのような。

◎岡本子育て支援課長 現在の時点では、こうした方向で検討するということが、ある程度、目鼻をつけた段階でございます。具体的内容につきましては、来年度当初予算に向けて検討していくということでございますので、現時点ではちょっと御説明できる内容はございません。

◎樋口委員 このこの部だけの話じゃなく全般的なことなんですが、この1ページの未婚割合の推移。私、県議会で平成11年かその辺りだったと思うから随分古いけど、結婚する機会がないから行政もそれに協力すべきじゃないかと、今やっているようなことを言ったら、答弁は、それはプライベートな話なので行政が入らないと。だから、何もかも遅いんです、全てが。

やっぱりもうちょっと、慎重なもの分かるけど。皆さん方は多分机の上で数字見て分からんと思うけど、現実に僕らは田舎をぐるぐる回っていたら、もう仲人おばさんなんかも高齢化していなくなって、それから結婚したいけど会う機会もない人も、特に農林漁業関係でいっぱいいましたよ。

だから、行政がやるのは、いつでも何もかも、このエネルギー問題も遅いですね。もう少し町の生きた声を、直接の声を聞かないといけないと思います。それを聞くときは審議会で、自治体の選んだ人物とかそういう肩書のある人ばかりでしょう。こういう人は無難なことしか言わないんです。このこの部だけじゃないけど、とにかく県庁は何もかも世間に対して動きが遅過ぎるということですが、どう思われますか。

◎山地子ども・福祉政策部長 お話のところはそのとおりだと思います。今回私たちも、少し細かな話ですけれども、出会いの機会の部分につきまして、こうち出会いサポートセンターのサテライト機能ということで、より身近なところで、より専門性を持っている方が足を運ぶというためのサテライト機能を持っていきたいと考えておまして、今後も、そういった実際の声を聞きながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

◎桑鶴委員 2ページ目なんですけども、出会いがすごく今減ってきている、機会が減ってきているじゃないですか。イベントなんかを開催はしてきていますけども、そのイベン

トに対しての何か支援みたいなのはあるんですか。

◎岡本子育て支援課長 県では、出会い・結婚・子育て応援団という仕組みを設けておりまして、組織や団体が主催されます、いわゆる婚活のイベントにつきましては一定の助成をするような仕組みがございます。

◎桑鶴委員 婚活って言われると、結構嫌がる人が多いんですよね。地域にはいろんな各種団体がやっている地域のイベントというのがありまして、そういう魅力あるイベントを活用して、出会いの場につなげていくような施策があれば、もっと出会うんじゃないかなと思うんですよね。

◎岡本子育て支援課長 委員の御指摘のとおりでございます、いわゆる出会いを目的とした交流じゃない、もっと緩やかな交流の場を求めているようなお声もございます。今年度新しく、出会いを目的としない交流の機会というのを設けておりまして、夏ぐらいから順次始まっているところですが、参加していただいている方には、かなりご好評をいただいているところでございます。そこから、例えば結婚といったところに持っていくというのは、直接的には難しいかと思いますが、そういった交流の機会そのものがコロナでなくなってきたということがありますので、まずはそういった形で、私どもができる範囲で交流機会を深めていくと。今後の新しい施策の強化の方向性として、市町村でありますとか、地域おこし、移住対策などと連携した交流機会の拡充ということも考えておりますので、御趣旨を踏まえまして、さらなる強化に努めてまいります。

◎依光委員 私もその出会いの2ページの先ほど問われたところですが、平成30年には参加者が3,168人だったけど、令和4年は906人というのは、やっぱりコロナでということでしょうか。すごく心配するのは、いろんなイベントを献立しても、呼びかけが結局当事者に届いてないというのを感じるんです。自分も知った人に声をかけたりするけど、そこはちょっと惜しいかなと。今お聞きすると、今年から新しい取組で、ぜひそういう形がいいかと。やっぱり結婚を先に言われるとちょっと不安なというか、だからいい取組だと思えます。ぜひそういう形で続けていってもらったらと思えます。

それともう1点。私が十分知らないのでお聞きしますが、サポートセンターは、今もう既に東部と西部にできているんですか。

◎岡本子育て支援課長 こうち出会いサポートセンターは高知駅前でございます。現状、一定相談者があれば東部、西部に出向いて行って相談対応するような形はございますが、拠点としては実質的には置いてないという状況ですので、地域での活動を強化するという部分で、新しく拠点機能を設けたいということで考えております。

◎依光委員 とても大事なことで、割とお世話してくださる方はやっぱり高齢者などで、高知まで出てくるのは大変というのがあるから、ぜひそれをお願いしたいと思います。担当課もお聞きになっているんだろうと思いますが、サポーターの交通費も、そこら辺が皆

さんの御意見を聞きながら、少しあれば随分違うんじゃないかと思しますので、検討をよろしくお願いします。

◎西森（美）委員 3年間の総括をされて、2ページ目にある妊娠・出産・子育てでは、見えてきた課題で、産後ケアの利用率が低いこととか社会全体で子育てを応援する環境づくりが必要だということで、さらなる挑戦で、産後ケアの利用拡大とか応援パスポートアプリとか、6月議会と今議会に出てきたものが全て連動しているのだと思うんです。1個1個検証しながら次の政策を立案してくださっているのだと思います。特に3ページでも、妻の負担が大きくてとか、休日の家事育児を夫がしてくれたら第2子以降の出産率が向上しているという根拠を1個1個示してくださりながらなので、なおさら、今回の予算の効果的な実施を求めているとますます思いました。根拠を示していただいて、感謝します。

これを見ていて、一つ含めていただいたら、もし検討の余地があるのであればと思うのは、女性の起業家の育成というか、起業家への支援。今までもそうですけど、女性が中心の職場というのは、御自身が経験をされてきているので、もう県行政に言われるまでもなく、こういうことに困っているだろうなということで、受皿の体制がしっかりしているとか。そういうところにしっかり学んでいくことも大事でしょうし、女性の起業家をもっと広げていく、活躍ができるようになると若い女性はその女性の下で働く。女性、男性という縦分けをあえてするならば、そういう会社の中心に女性の方がいて、意思決定の場にもいらっしゃったら、職場の環境は随分変わっていくと思うので、そういう意味での女性起業家の応援というのも大事じゃないかというのを、これを見て大変思いました。

◎岡本子育て支援課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。基本目標の整理で申し上げますと、いわゆる産業振興に係る基本目標の部分に関わってくるお話でもございますので、起業の支援というのは他部局でやっているところでもございますが、女性の活躍という視点では、おっしゃるとおり、そういった視点というのは非常に大事でございますので、産業振興部局と連携しながら進めてまいるようにいたします。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

一言。昭和モデルも決して悪いものではございませんので、そこを踏まえながら、進めていただけたらと思います。

以上で、子育て支援課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

それでは、ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（昼食のため休憩 11時57分～12時59分）

◎**金岡委員長** 休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

《文化生活スポーツ部》

◎**金岡委員長** 次に、文化生活スポーツ部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**岡村文化生活スポーツ部長** それでは、9月議会への提出議案などにつきまして、総括説明を申し上げます。議案につきましては、令和5年度一般会計補正予算と条例その他議案1件であります。

まず、令和5年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。お手元の資料②議案説明書（補正予算）の15ページを御覧ください。

文化生活スポーツ部補正予算総括表であります。

まず、文化国際課につきましては、111万5,000円の減額補正とさせていただいております。これは、令和8年度の国民文化祭及び全国障害者芸術文化祭の開催に向けた準備を行うための経費を計上させていただく一方で、本県からの南米移住者の体験談などを記録する映像資料の作成に係る取組につきまして、予定しておりました国費の採択が得られなかったため計画を見直して実施することとし、当初予算で計上しておりました額につきましては、一旦全額を減額することによるものであります。なお、この映像資料の作成につきましては、同じ資料の18ページにございますとおり、改めまして来年度までを期間といたします債務負担行為として一般財源で計上させていただいております。

15ページにお戻りいただきまして、スポーツ課であります。宿毛市総合運動公園陸上競技場の公認継続に向けた整備に関し、設計に要する経費を補助するため、513万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、19ページを御覧ください。県民生活課に係る繰越明許費明細書であります。これは、県立交通安全こどもセンター内の老朽化した歩道橋の改修につきまして、施工方法などの検討、調整などに時間を要しましたため、予算の繰越しをお願いするものであります。

これらによりまして、部全体では、402万2,000円の増額補正、688万円の債務負担行為の設定及び1,823万8,000円の明許繰越をお願いしております。

次に、条例その他議案につきましては、私学・大学支援課から高知県公立大学法人定款の変更に関する議案をお願いしております。この議案は、令和6年4月に開設いたします高知工科大学データ&イノベーション学群の新棟の建設用地の取得に際しまして、同法人の定款の変更が必要になったものであります。

続きまして、報告事項につきましては、スポーツ課から第4期高知県産業振興計画の実

行3年半の取組の総括の1件であります。第4期産業振興計画につきましては、本年度が4か年計画の最後の年度となっておりますため、取組の総括などについて御報告を申し上げます。観光分野のうち、当部が所管しておりますスポーツツーリズムの推進に関する取組について御報告を申し上げます。

なお、各議案及び報告事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活スポーツ部が所管しております審議会の開催予定などについて御報告を申し上げます。お手元の資料、文化生活スポーツ部の見出しがつけました議案参考資料の赤のインデックス、審議会等を御覧ください。

令和5年度各種審議会の開催予定についてであります。開催日や主な審議項目などを記載しております。なお、前回の委員会以降に開催しました審議会につきましては、委員の名簿を2ページ以降に掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。今後の開催状況などにつきましても、随時御報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。

◎**金岡委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

〈文化国際課〉

◎**金岡委員長** 初めに、文化国際課の説明を求めます。

◎**澤村文化国際課長** それでは、文化国際課の令和5年度9月補正予算について御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の17ページをお願いいたします。右側の説明欄を御覧ください。

1文化振興費388万5,000円につきましては、お手元の議案参考資料の赤いインデックス、文化国際課の1ページに沿って御説明させていただきます。

国民文化祭等の開催についてでございます。まず、1国民文化祭の概要でございますが、国民文化祭は、例年、天皇皇后両陛下が御臨席される4大行幸啓の一つとされており、観光、まちづくり、国際交流、福祉など関連分野における施策と連携しながら、地域の文化資源などの特色を生かした文化の祭典で、様々な文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供する行事でございます。また、この行事は全国障害者芸術・文化祭と一体的に開催されることとなっております。

右に移りまして、2の高知大会の案でございます。このたび、本県における文化芸術のさらなる振興と中山間地域などにおける伝統芸能の再興につなげるため、国民文化祭の令和8年度招致の申出を国に対し行ったところでございます。大会の開催期間は令和8年10月から11月頃を想定しており、文化庁、厚生労働省、高知県、市町村などが主な主催者となる予定です。

次に、3の今後のスケジュールでございますが、9月26日に開催要望書を文化庁へ提出

したところで、令和5年中に開催内定の連絡がある見込みでございます。その後、令和6年上半期に県実行委員会を設立し、基本構想を作成するとともに、令和7年上半期には実施計画を策定し、令和8年10月に国民文化祭の高知大会開会といったスケジュールを想定しております。

今議会には、4の補正予算でございますが、この国民文化祭等の開催に向けた準備に取りかかる必要がございますため、補正予算で388万5,000円を計上しておるところでございます。経費の内訳といたしましては、基本構想を検討するための会議開催や、これまで開催実績のある県への調査旅費などの事務費を計上しております。

資料②議案説明書（補正予算）の17ページにお戻りください。

2国際交流推進事業費でございます。国際交流資料作成委託料は、南米移住の歴史や移住一世の方々の映像を記録として後世に残すとともに、今後、学校現場などで教材として活用するための資料作成に係る予算でございます。当初は国費事業を3か年活用する計画としておりましたが、採択とならなかったため、令和5年度予算としては歳入歳出ともに全額を減額させていただくものでございます。

関連しまして、18ページをお願いいたします。先ほど御説明をいたしました国際交流資料作成委託料につきまして、当初の3か年の事業計画を、本年度から令和6年度までの県単独事業として実施するよう見直し、これに係る経費について債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、文化国際課の説明を終わります。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 国民文化祭についてですけど、令和8年度を見越して招致するというんですけど、この令和8年の本番まで、大体どれぐらいの予算が県費としてはかかる予定でしょうか。

◎**澤村文化国際課長** それまでといいますか開催年で過去の開催地を参考にしますと、開催期間がまちまちではございますが、大体その開催する年で費用が6億から8億ぐらいかかっているということで、過去のデータではそういったものがございます。

◎**細木委員** 今年の石川県は44日間で、基本方向については既存の施設を使ったりということとできるだけ安価にということか、そういう工夫もされていると思うんです。それで、44日ということ言えば、観光にもつながって、それなりの地域の経済にも寄与するだろうとは思いますが、そこら辺はどういうイメージで今後進めていくんでしょう。まだあらあらかい出てないんですけど、方向性としてですよね。かなりそうやって費用もかかるので、大まかな方向性としてはどういうのを目指しているのかをお願いします。

◎**澤村文化国際課長** この資料には高知大会について、文化芸術のさらなる振興と中山間地域等における伝統芸能の再興と記載させていただいておりますが、もちろん開催に当た

りましては、観光のキャンペーンとかと連動しまして、できるだけ県外のお客さんも来ていただけるような取組で、ほかの分野にも影響するというか、連携した取組を意識してやっていきたいと思っております。

◎細木委員 続いて、海外の移住の歴史の資料のことについてですけど、国費が当て込んでいたものが駄目だったという、その経過は分かりますか。

◎川谷文化国際課企画監（国際交流担当） 総務省の事業でございまして、中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業というものでございます。国は不採択の理由は非公表としており詳細は不明ですけれども、過去の事例を見ますと、例えば学生を南米に派遣して現地の方と直接触れ合うといったような人的な交流事業が多く採択されているようです。本県の提案は、本県から南米に移住した移住一世の方の体験談を映像として記録するというものでしたので、直接的な交流を行うものではなかったことから、結果として不採択となったものと受け止めております。

◎細木委員 3か年でといたら、今回予算化されたもので比較したら、多分半額ぐらいになっていると思うんですけど、当初考えていた企画内容からいうとどんなことを削られたというか、内容はどのような変更になったか。

◎川谷文化国際課企画監（国際交流担当） 当初の国事業は3か年ということで、1年目をブラジル、2年目パラグアイ、3年目アルゼンチンというふうに1か国ずつ取り組んでいく予定としておりました。今回、県単独事業として実施することになりますけれども、作成にかかるコスト削減が図られるということで、約200万円増額とはなっているんですけども、3か国を1か国ずつ取り組んで3か年で約1,500万円かかるという計画でしたが、約800万円のコスト削減になっております。3か国まとめてすることでコスト削減につながっております。

◎細木委員 削減になったのは分かるんですけど、当初企画していた内容からどの内容が削られたというか、省かれたというのがありますか。削減になったことはいいかもしれませんが、けど県費を出すということではいけば増えたということなので。内容の変更は大分あったんですか。

◎川谷文化国際課企画監（国際交流担当） 内容の変更はしておりませんで、渡航にかかる現地の滞在期間が3か国行うということで、少し長くなることで、撮影に係る人件費でありますとか旅費が増加になっているものでございます。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、文化国際課を終わります。

〈県民生活課〉

◎金岡委員長 次に、県民生活課の説明を求めます。

◎山岡県民生活課長 9月議会補正予算案について御説明いたします。資料②議案説明書

(補正予算)の19ページをお開きください。

繰越明許費明細書の交通安全対策推進費1,823万8,000円は、県立交通安全こどもセンターの老朽化した歩道橋の改修にかかる事業について繰越しをお願いするものです。調査設計を行ったところですが、工事の施行に伴い、できるだけゴーカートの利用を中断することのないよう、施工方法等の検討、調整などに時間を要し、本年度中の完成が見込めなくなったため、繰越しをお願いするものです。現在は、工事発注用の実施設計書の作成を高知県建設技術公社に委託しているところです。実施設計書の作成後、速やかに工事の入札、発注を行い、できるだけ早期に歩道橋の改修を完了し、子供たちの利用を再開したいと考えております。

説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

(なし)

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、県民生活課を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎**金岡委員長** 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎**大窪私学・大学支援課長** 私からは、第12号議案、高知県公立大学法人定款の変更に関する議案について御説明させていただきます。お手元の議案参考資料、赤いインデックスの私学・大学支援課をお開きください。

高知県公立大学法人定款の変更に関する議案についてというポンチ絵でございます。まず、1経緯としましては、令和6年4月に開設する高知工科大学データ&イノベーション学群の新棟建設用地取得のため、高知県公立大学法人が民間団体と交渉しておりましたところ、民間団体から近隣地への移転希望の申出があり、同法人が県から出資された土地の一部を移転先として民間団体に売却することとなり、定款を変更する必要が生じました。

資料の中段の2に定款変更の内容を記載しております。(1)ア、土地売却に当たって実施した土地測量結果を踏まえ、市道との境界を実測値に修正したことによる登記簿上の面積の減。イ、民間団体の移転先として、土地を売却するための分筆の実施。ウ、その分筆した土地を民間団体に譲渡することによる面積の減。これらを定款に反映するものでございます。

資料の下段には、その概略図を掲載しております。概略図右側、変更後の図面の民間団体に譲渡する土地、145-2が飛び地のような形になっておりますけれども、これはこの土地の西側部分、図でいうと145-2の左側の部分に車椅子用のスロープがございまして、また、そのスロープの地下に高圧の電線が埋設されているというようなこともございまして、大学法人で現状のまま残すという判断をしたものでございます。また、民間団体もその

旨を了承しているということでございます。

次に、議案につきましては、資料③議案(条例その他)の8ページをお願いいたします。先ほど御説明した内容につきまして、県から出資した土地の一覧表である別表第1の欄外に沿革として追記することとしております。また、このページの下から4行目、別表第2は県から出資した建物の一覧表になりますが、このうち高知工科大学香美キャンパスの食堂と体育館の建物構造について誤りがあることが判明しましたので、この機会に正しい建物構造に修正するものでございます。

次のページをお願いいたします。この定款の変更は令和6年4月1日から施行することとしております。なお、当該変更の内容につきましては、事前に総務省と協議、調整を行ってまいりました。今後、議会の議決をいただけましたら、正式に総務省へ認可申請を行い、年内には認可が下りる見込みとなっております。

以上で、私学・大学支援課からの説明を終わります。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

(なし)

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

〈スポーツ課〉

◎**金岡委員長** 次に、スポーツ課の説明を求めます。

◎**三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長** それでは、スポーツ課の令和5年度9月補正予算について御説明いたします。資料②議案説明書(補正予算)の21ページをお開きください。右側の説明欄を御覧ください。

1 競技スポーツ振興事業費の宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金513万7,000円は、日本陸上競技連盟が認定する宿毛市陸上競技場の第3種公認継続に要する経費に対し補助金を交付するものでございます。この財源として県債300万円を充当することとしております。

事業の詳しい内容につきましては、お手元にお配りしております議案参考資料で御説明させていただきます。議案参考資料の赤いインデックスでスポーツ課とある資料を御覧ください。

資料左下の公認更新に関連する現状でございますけれども、6月の委員会で報告させていただいたように、宿毛市陸上競技場はトラック走路の地盤が沈下し南北に傾斜しており、トラック走路の長さが公認基準を5センチメートル超える400メートル9センチとなっております。5年ごとに行われます公認認定の更新を行うためには、トラック走路の大規模の改修工事が必要となっております。

資料右側の補助の考え方でございますけれども、こうした状況を受け、県としての考え

方を整理するとともに、幡多6市町村と協議を重ねてまいりました。その結果、宿毛市陸上競技場は、県西部地域唯一の公認陸上競技場として、幡多地域の子供たちなどが継続的に利用する重要な施設であることから、幡多地域にはなくてはならない施設であるとの認識の下、県として一定の負担をすることは適当と判断し、公認継続に係る経費への補助を行うものでございます。

事業費の負担割合は、県が2分の1、宿毛市が4分の1、残る4分の1を幡多5市町村が案分して負担することとしております。

下の表を御覧ください。今回の補正予算は、測量設計に係る委託費1,027万4,000円の2分の1、513万7,000円の歳出予算をお願いしております。今後12月議会において、工事費の2分の1、約1億9,000万円の債務負担行為補正の議案をお願いする予定でございます。さらに工事完了後は、公認継続に係る維持管理費につきまして、令和7年度の当初予算から次の公認の期限であります令和10年度まで、毎年当初予算で計上する予定としております。

最後に今後のスケジュールを記載しております。設計委託を令和5年12月までに終え、改修工事につきましては、令和6年4月から令和6年11月までの8か月間を予定しております。改修工事完了後、令和6年12月6日までに日本陸上競技連盟による公認更新認定を受けることとしております。

説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（竜）委員** 今回は測量設計の委託費ということで御説明いただきましたけども、一つ提案があるんですけども。陸上競技場、最近の一番新しいものには電子ペーサーといひまして、400メートルトラックの内側に1メートルごとにLEDが埋め込まれて、ウェーブライトという商品で言われていたりもするんですけども、走る方が1周60秒で回りたければ60秒で光が移動してくれるんですね。実際に練習もしくは競技会、記録会で利用されていて、記録も伸びる、練習も効率的にできるということで実証済みのものです。実際、幡多地域の競技者数というのは、中部と比べて非常に少ない。練習される方もパートナーがいない、もしくは1人でやっている方もいらっしゃると思うので、競技力向上の一助になるんじゃないかと思っています。

例えば記録会をした場合でも、宿毛だと好記録が望めるということも考えられるんです。実際、部活動の地域移行という形で、施設整備にも国から何かメニューがあったように覚えているんですけども、そういうのもうまく組み込んで活用できればと思うんですけどいかがでしょうか。

◎**三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長** 今回の整備につきましては、第3種公認に要する整備ということですので、第3種公認に係る整備しなければいけない設備の必須事項につ

いて整備するというところが大前提でございます。先ほど委員のおっしゃっていただいた設備器具につきましては、競技記録の向上の観点から非常に効果もあるものと伺いますので、参考にさせていただいて、また、スポーツ医科学のサポートの観点からも有効な活用ができないかということで研究させていただきたいと思っております。

◎細木委員 宿毛市陸上競技場がいつできたか教えていただきたいんですけど、当初できたときは400メートルジャストで多分設計されたと思うんです。以前説明していただいたときには、地盤がやっぱり原因で、だんだん距離が長くなったというふうな説明を受けたと思うんです。今回はその地盤の改良を含めて抜本的な改修ではないということなので、また数年後、距離が長くなるという恐れがあると思うんですけど、今回の工事によって、先のことは分らんかもしれないですけど、どの時点まで許容範囲で年限が持てるのか、抜本工事をしたほうがコスト的にはいいんじゃないかという比較はなかったのか教えてください。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 設置の年度は今確認いたします。地盤沈下に関しては、ここの地盤沈下の根本的な原因というところが、なかなかはっきり分からないという状況で、その根本的な原因を確認することと、根本的な解決をするための調査に、非常に膨大な経費と期間がかかるとお聞きしております。具体的な経費がどれぐらいかかるというところまでは細かく試算しているわけではないんですけども、かなりの経費と期間がかかるということをお聞きしております。そこを考えると、地盤沈下を根本的に解決した上で整備するとなると、現状活用されている利用者への大きな影響があるということから判断したものということがまず1点です。あと地盤沈下に関しては、今回の整備後、地盤沈下しないという確約はないんですけども、全国的にもこういったケースは多々あるとお聞きしております。その都度、根本的な解決というよりも、現状の修復ということで対応しているケースが多いとお聞きしております。

今後、地盤沈下に関してどのような状況になるかというのは定かではないんですけども、そういった状況を鑑みて、まずは現状の利用者が公認の施設として活用できる施設の整備ということで判断させていただいたと理解しております。

宿毛市陸上競技場の整備された年度は、すみません、ちょっとわかりませんが、第3種公認の期間は平成15年12月からとなっております。

◎細木委員 多額の期間と費用がかかるということでやむなしかも分かりませんが、できるだけ延命させるとかいうことでは、最新の工法で、できるだけそれが継続できるような工法についても、宿毛市や施工業者とも話しながら、対応していただきたいと思います。

◎西森（美）委員 3月の県議会で知事から、この問題に関しては、幡多方面で大事な施設であるということと、公認失効となったら御家族とか関係者への負担も大きいし、一方

で、改修したとしても地盤沈下が止まるとは限らないという問題もあると。なので、陸上競技場を整備するか、土佐西南大規模公園の再整備かということも念頭に置いて議論をしていくというお話が御答弁であったと思うんです。最終的に、この陸上競技場を改修して、公認に間に合わせるといふ御判断だったと思います。

先ほどお話があったように、また、地盤沈下については宿毛市議会の中でも原因について追及された場面があったんですけど、その北側と南側で盛土が造成されていて、ちょうどその盛土の部分が沈下しているということで、恐らくそこが問題だろうと。臆測の域を超えてないので、また数年すると同じようなことが起こることも考えられると。そしたら、そのたびに県としては同じように自治体を応援しながら、負担していくという方向はもう確定しているわけですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 まず、土佐西南大規模公園の検討でございますけれども、実際に関係市町村とか幡多の陸上関係者からの御要望もありましたけれども、土佐西南大規模公園につきましては、トラックの周りの敷地が非常に狭くて、第3種公認のために必須とされております本部席や倉庫、計測の施設などの附帯設備を設置するに当たって、非常に場所の確保が難しい状況がございます。そうしたことから、6市町村と幡多の陸上関係者から、宿毛市陸上競技場を改修することのほうが現実的ではないかということでお話もいただいたので、そこも踏まえて判断させていただいたということです。

今後の同様なことが起こったときの対応でございますけれども、基本的には、公認の施設として継続するという御判断が関係6市町村でなされる場合には、同様のスキームで支援していきたいという考えは県として現状では持っております。

◎西森（美）委員 あと、12月の補正予算で債務負担行為で出る予定ということも示されて、改修工事が令和6年4月から令和6年11月を予定となっております。更新の認定が1年間延長されたということで、令和6年12月6日が予定と。かなりタイトなスケジュールだなと思うんですけど、この辺りはしっかり担保されていると考えていいんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 専門の業者にも確認をしておりますして、工期8か月ということで、11月末には工事が完了するとお聞きしております。

◎西森（美）委員 例えば、あったらいきませんが、不測の事態があった場合、この公認の手續に間に合わなかったりする場合には、どんな手續とかが必要なのか、費用はどれぐらいになるのか、分かる範囲で教えていただけませんか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 工事にかかる費用が跳ね上がるということはないんですけども、令和6年12月6日を仮に超えた場合は、公認の検定が、公認を継続する扱いではなくなるということが発生します。新規の認定の扱いになりますので、検定にかかる経費などが少し増額になる可能性はありますけれども、12月の補正予算で計上してお諮りいただく金額に直接影響するものではございません。

◎西森（美）委員 かなりタイトなところが一番心配でもありますので、順調に進むように御努力をいただきたいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

いずれにしても、広く県民に理解を得られるように、よく熟慮しながら進めていただきたいと思います。

以上で、スポーツ課を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続きまして、文化生活スポーツ部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

第4期高知県産業振興計画の実行3年半の取組の総括について、スポーツ課の説明を求めます。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 第4期産業振興計画につきましては、今年が4か年の最終の年となっておりますので、スポーツツーリズムの取組の総括を御報告させていただきます。お手元の文化生活スポーツ部、報告事項の赤のインデックスでスポーツ課とあるページを御覧ください。

資料の左上にあります目標達成状況と、右上にあります県外入込客数の推移を御覧ください。

県では、温暖な気候など高知県の強みを生かしたスポーツイベントの取組の強化を進めてまいりました。その結果、スポーツイベントなどによる県外からの入り込み客数は、コロナ禍以前までは右肩上がり推移し、令和元年には約9万8,000人となっております。本県の経済や地域の活性化に大きく貢献したものと捉えております。

しかしながら、第4期産業振興計画のスタートの年であります令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、プロ野球のキャンプやプロゴルフ大会などが開催中止や無観客開催となりまして、県外からの入り込み客数は大きく落ち込みました。令和4年からはこうした状況も回復に向かっておりますけれども、第4期計画の最終年である本年は6万3,000人程度になると見込んでおります。

次に、実行3年半の取組の総括について御説明いたします。資料の下の段を御覧ください。これまでの取組とその成果としましては、高知県観光コンベンション協会などと連携しまして、プロやアマチュアチームのキャンプ、大会などの誘致に加えて、本県の自然環境を生かしたスポーツツーリズムに取り組んでまいりました。特にサイクルツーリズムにつきましては、先月、第2回目となりますプロの自転車ロードレース・ジャパンサイクルリーグ高知大会や、3年ぶりとなります高知龍馬マラソンを開催いたしました。さらに、昨年12月に県内で行われる「みる」「する」「ささえる」スポーツに関する情報を、地域の

観光や文化歴史といった関連情報と併せて発信するポータルサイト、「スポる！高知」を開設したところでございます。

見えてきた課題としましては、Jリーグなどのプロスポーツの誘致では、3回の食事の提供などが可能な宿泊施設の確保が必要となっております。現在、県の旅館組合への相談や、チームとの協議を継続して行っているところでございます。自然環境を生かしたスポーツツーリズムでは、インバウンド需要の取り込みに向け、関係部署や関係機関との連携強化、プロモーション活動など新たな施策の打ち込みが必要と考えております。

最後に、さらなる挑戦としまして、プロ・アマチュアスポーツの誘致では、大規模な施設整備を伴うことなく誘致ができるダンスや自転車などのプロチームの誘致にも取り組むとともに、台湾との定期チャーター便や大型客船の人気などをチャンスと捉えたインバウンドの取組を強化してまいります。

このように、これまでの成果や見えてきた課題を踏まえましてスポーツツーリズムの取組を一層強化してまいりたいと考えております。

スポーツ課からの説明は以上となります。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 課題とか、強みも含めて書いていただいているんですけど、やっぱり高知って食にすごく特徴があるじゃないですか。だから、栄養バランス、食とスポーツはすごく密接な関係があるので、外国人の方なんかはビーガンとかベジタリアンの方も増えていて、高知の野菜とか食材をそういう点で売出しというのは、物すごくこれからも押し出しているといいかなと思うんですけど。食の分野でスポーツとの関係で呼び込むとか、そういう売り込みのセールスのこれまでの経験とか、もし何かあったら教えていただけたらと思います。

◎**谷内スポーツ企画監（スポーツツーリズム担当）** 食の分野につきまして、例えばプロ野球チームにつきましては、チームの管理栄養士とホテル側が協議しまして、選手に最適なメニューを出すなどのことを取り組んでまいりました。今後は、そういったことも高知の強みとしてPRをするとともに、また、観光部署や産業振興推進部とも連携しまして、アマチュア合宿などで来られたチームには、あわせて食の情報なども伝えていきたいと思っております。

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部を終わります。

《公営企業局》

◎**金岡委員長** 次に、公営企業局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**笹岡公営企業局長** それでは、総括説明をさせていただきます。公営企業局からの提出議案は、電気事業、病院事業の各会計の補正予算議案2件と条例議案2件でございます。そのほかに報告事項が1件ございます。

まず、補正予算のうち、第3号議案、電気事業会計補正予算については、土木部所管の永瀬ダムにおいて工事及び設計委託業務が実施されることに伴い、これに係る分担額に係る増額補正と、永瀬発電所等を監視制御する機器の更新と、甫喜ヶ峰風力発電所の撤去工事を来年度にかけて実施するための債務負担行為を行うものです。

次に、第4号議案、病院事業会計補正予算については、令和2年度と令和3年度に交付された新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の一部を返還するため、補正をお願いするものです。

条例議案のうち、第5号議案、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案については、地方自治法の改正に伴い、所管の高知県公営企業設置等に関する条例の規定の整理を行うものです。

次に、第7号議案、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案については、老朽化等により甫喜ヶ峰風力発電所を廃止することに伴い、風力発電所に係る規定を削除するものです。

最後に、報告事項は、高知県立病院第8期経営健全化計画の策定についてでございます。

いずれも詳細につきましては、それぞれ担当の課長及び企画監から説明させていただきます。

◎**金岡委員長** 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈電気工水課〉

◎**金岡委員長** 初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎**三宮電気工水課長** 提出議案は令和5年度電気事業会計補正予算及び条例議案でございます。まずは、第3号議案、令和5年度高知県電気事業会計補正予算について御説明いたします。お手元の資料②令和5年9月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の78ページをお願いします。

右から3列目、補正予定額の欄にあります第1款資本的支出、第1項建設改良費で1,600万円余りを増額補正するものでございます。

内容に関しましては、80ページをお願いします。第1目水力発電設備（永瀬発電所）の機械装置については、説明欄にあるとおり、永瀬ダム貯水位計追加工事を、2行下の第3目建設準備口の委託料では、永瀬ダム非常用発電設備設計委託業務を、それぞれ土木部所管の永瀬ダムにおいて新たに実施することから、公営企業局の負担割合に応じた額として、

2つの計1,600万円余りを増額補正するものでございます。

次に、81ページでございます。4債務負担行為に関する調書で、2件の債務負担行為をお願いするものでございます。

まず、1段目上段の取水口遠方監視制御盤及び信号伝送盤更新に関してです。これは、当課で所管しています高知市の総合制御所から香美市香北町にある永瀬発電所及び香美市物部町にある永瀬発電所取水口を結んでいる監視制御のうち、永瀬発電所と取水口に設置している機器更新を、令和5年度に実施することとしておりました。しかし、半導体不足など社会情勢の影響によりまして、機器類の調達に期間を要することや、機器類の高騰に対応する必要があり、本年度内での施工が困難となったことから、3,100万円余りを計上し、令和6年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

次の債務負担行為は、甫喜ヶ峰風力発電所撤去工事をお願いするものです。詳細については、関連する第7号議案、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案と併せて後ほど説明させていただきます。

次に、資料③令和5年9月高知県議会定例会議案（条例その他）の1ページをお願いします。

第5号議案、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案でございます。この条例改正は、地方自治法が一部改正されることに伴い、同自治法を引用している規定を整理しようとするもので、関係する3つの条例を一括して改正するものです。

当課に関するものは、第3条の高知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正でございます。この条例の第5条中において地方自治法の条項を引用しており、今回の地方自治法の改正により条ずれになることから、ここに記載のとおり、地方自治法の条を改正するものでございます。また、施行日は、地方自治法の改正の施行日である令和6年4月1日とするものでございます。

次に、3ページをお願いします。第7号議案、高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案になります。本条例は、地方公営企業法第4条に基づき、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めたものです。今回、甫喜ヶ峰風力発電所を廃止することに伴い、経営の基本について定めた第2条第2項の電気事業の定めから風力発電所に係る規定を削除するものでございます。

なお、先ほどの補正予算の債務負担行為に関する2件目でありました甫喜ヶ峰風力発電所撤去工事と併せて、詳細については議案参考資料にて説明いたします。お手元の議案参考資料の赤いインデックス、電気工水課をお開きください。

甫喜ヶ峰風力発電所の廃止についてになります。資料上段の枠囲み、1事業の概要ですが、公営企業局では、香美市土佐山田町の県立甫喜ヶ峰森林公園内に出力750キロワットの

風車を2基設置し、平成16年1月から風力発電を行っており、令和6年5月末までが固定価格買取制度、FITによる買取期間となっております。

上段中央の薄い青色の枠内には、令和6年5月末時点の収支見込みを記載しております。甫喜ヶ峰風力発電所の運転期間全体の損益収支は、右側の表の黒枠にあるとおり約2,400万円の黒字を見込んでおります。上段枠内の右端には、甫喜ヶ峰風力発電所における運転開始から令和4年度までの故障実績による停止率を記載しております。当初計画では5%程度を想定しておりましたが、実績としては想定を上回り、1号機で15.7%、2号機では10.7%となっております。なお参考として、風力発電の盛んな北海道における故障停止率は10%との国の調査結果があります。

次に、資料左下の2事業継続の検討を御覧ください。FIT適用期間終了後も運転を継続できないかについて2点の検討を行っております。

まず、①リプレース（建替え）の検討についてでございます。風車運搬の現地における搬入路の制約などにより、リプレースする場合に選定できる機種は、2,300キロワットクラスの1基に限られることとなります。また、連携可能な配電線容量は、現行と同様1,500キロワットが上限となる制約があります。次に、リプレースを行った場合の売電単価は、1キロワットアワー当たり市場価格に一定のプレミアム価格を上乗せされるFIP価格とした場合、13円となります。落雷事故など故障による停止率も実績値から設定し、20年間の収支を試算した結果、矢印右側のとおり損益収支が5億円から6億円余りの赤字となる見込みとなり、リプレースは大変厳しいものと評価しました。

次に、FIT期間終了後も既設風車の維持管理を行いながら、引き続き1年間でも長く営業運転を行うこととする、②継続使用の検討についてです。保有する予備品では対応出来ない部分の部品調達に期間を要するなど、近年は停止時間の長期化により発電電力量が減少しています。今後、故障停止のリスクや老朽化に伴う修繕費用の増加などが見込まれ、長期間の継続使用は厳しいと考えられました。また、売電単価に関しても、過去の風力発電所撤去時の実績や、他の事業者の価格動向などを見極めると、FIT期間終了後の売電単価は、1キロワットアワー当たり7円から10円までが想定されます。以上を基に、1年間の収支を試算した結果は、矢印右側のとおり損益収支で年間300万円から700万円余りの赤字となる見込みとなり、継続使用は厳しいと評価しました。

①、②いずれとも損益収支で赤字が見込まれることから、事業継続は困難であると判断し、風力発電所は停止することとし、昨年度の令和5年2月議会の常任委員会において、この方針を説明させていただいたところでございます。

資料右側、4提出議案についてでございます。当課では、令和5年2月議会での常任委員会報告以降、撤去費用を予算化するための準備などを進めてまいりました。準備が整ったことから、この令和5年9月議会において、風力発電所の撤去工事費の補正予算を提出

させていただくこととし、併せて風力発電所廃止に係る条例の改正議案を提出いたします。

①補正予算案の概要としまして、風車発電機2基本体など電気設備による撤去工事に関し9,075万円を計上し、併せて令和6年度までの債務負担行為をお願いするものです。

②条例議案は、条例改正について、先ほどの説明と重複になりますが、甫喜ヶ峰風力発電所の廃止に伴い、高知県公営企業の設置等に関する条例から風力発電所に係る規定を削除するものとなります。施行日については、FIT適用期間終了の令和6年5月31日まで運転を継続することから、風力発電所の営業運転を停止する令和6年6月1日とするものでございます。

同じく右側の中段、3スケジュールになります。補正予算を認めていただいた場合、記載していますとおり、令和5年度内に発注を行い、工事契約から施工計画などの取組を進め、令和6年5月末の営業運転終了後、速やかに現地工事を進めていきたいと考えております。

電気工水課からの説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**樋口委員** ということは、結論は、20年間で1億2,000万円の利益が出たということですか。およそですよ。

◎**三宮電気工水課長** そのとおりでございます。

◎**樋口委員** この利益は、当初の目標はどれぐらいでしたか。

◎**三宮電気工水課長** 当初計画では1億9,000万円ほどの損益収支を考えておりました。

◎**樋口委員** 当時、こういうことに積極的に乗り出したのは、その部分は評価してもいいと思うんですがね。言ってみれば、商売としたら読みが大分違ったということだと思います。それから、この事業継続の検討の中で、いろいろこれに言いたいことがあるけど。要するに、結論はやめたいわけでしょう。

◎**三宮電気工水課長** 厳しいという判断です。

◎**樋口委員** それでちらっと思ったんですが、平均故障停止率が13%ですね。それで、北海道は10%と言っていました。淡路島は何%ですか。

◎**三宮電気工水課長** すみません、淡路島の数字は持っていません。

◎**樋口委員** 北海道の数字といっても、ここは雪が降ったり積もったり、強風が来たりするから。故障率が平均より高いと僕は聞いていたわけです。

◎**三宮電気工水課長** 北海道の場合はやっぱりサンプルの数が多いので。ちょっとそのデータの取り方というのはわかりません。

◎**樋口委員** あなたの課だけの問題じゃないけど、ほかのことでも県はデータを取るときは、自分のところに都合のいいような数を持つてくる時があるんです。やっぱり四国だったら四国の、伊方にもあるし、淡路島には非常に大規模なのがあります。そういう近く

と比較しないと、実際の稼働率はなかなか比較できないんじゃないかと思っていますけどね。比較的近いのと遠いのと、比較データは多いほどいいから、せめて2つくらいは出してこないといけないと思います。

◎三宮電気工水課長 なかなか、国も最近公表されてないデータが多いので、その辺はちょっと精査させてもらいます。

◎樋口委員 おたくだけじゃないで。全部の話。

◎細木委員 私も同じような質問をしようと思ったんですけど、ちょっと確認です。現金収支の2億3,100万円は撤去費を含むということで、この9,075万円を含む数だから、20年間で2億3,100万円が黒字ということでしょうか。

◎三宮電気工水課長 2億3,100万円というのは現金の収支で、当初投資した分の現金で返ってくるということで、撤去費も入っています。

◎細木委員 風力発電は、耐用年数は20年が目安ですか。

◎三宮電気工水課長 財務上の計算では17年とありますが、実態としては20年程度が全国平均になっています。

◎細木委員 この計算からいったら、1年でも長くやったらいいなと思いますけど、赤字が出るというのなら仕方ないなと思います。撤去されて、そのまま廃棄物とするのもちょっと惜しいような気がして。自治体で展示して、香美市の子供たちが環境教育の教材として、これぐらい大きなブレードというような、間近に見えたり触れたりということで、ちょっとでも費用を削減する、教材として活用というのは提案したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎三宮電気工水課長 引き続きその辺は、また、有効活用の仕方というのは、検討させてもらいたいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

できるだけ、やはり機器をそのまま廃棄するのは私も惜しいと思いますので、何か有効活用できることあったら使っていただきたいと思います。いずれにしても、もう廃止するという前提の話ですから、いろいろな話をしてこれはもう詮ないことですので、また今後、そういうふうなところをどこかでやるようなことがあれば、委員のいろいろな意見も参考にさせていただいてやっていただきたいと思います。

以上で、電気工水課を終わります。

〈県立病院課〉

◎金岡委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎石邑県立病院課長 それでは、提出議案につきまして説明をさせていただきます。資料②令和5年9月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の87ページをお願いいたします。

右から3列目、補正予定額の欄になります。あき総合病院でございますが、3特別損失

の1過年度損益修正損で、1,300万円余りを増額補正するものでございます。新型コロナウイルス感染症の患者を入院させるために病床を確保しておくことによる収益減を補填することを目的といたしました、高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の病床確保料、いわゆる空床補償でございますが、当該補助金につきましては、会計検査院の検査の結果、全国的に過大交付となっている事例が多数見られたことから、令和4年11月に厚生労働省から各病院に対して自主点検を求める通知が発出されたところでございます。

この自主点検の結果、あき総合病院において、令和2年度及び令和3年度に交付を受けました補助金のうち、空床補償の対象とならない退院日を空床補償の対象として計上したことによりまして、過大に補助金の交付を受けていたことが判明いたしましたので、これに相当する補助金額を返還するものでございます。

今回こうした誤りが発生いたしましたのは、補助要項を十分理解することなく、実績報告を行ったことによるものであり、今後は適切な事務の執行に努めてまいります。なお、幡多けんみん病院につきましては、自主点検の結果、誤りはなかったことを確認しております。

説明は以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**樋口委員** あき総合病院ですね。先ほど補助要項を十分に理解してないとか言いましたが、ほかの病院がきれいにしているのに、あき総合病院は県立ですよ。その辺りの小さい病院じゃないんですから、それで、そんなに補助要項も十分に理解してないというのはおかしいことないですか。

◎**石邑県立病院課長** おっしゃるとおりでございます。補助要項をもう少し注意深く確認すべきところ、確認を怠ったところが本当に誠に申し訳ないと思っております。

◎**樋口委員** 確認を怠ったと言っても、新聞にも何回も出ていましたよ。僕らみたいな素人でも新聞で大体分かっていました。ある意味で常識を知らなかったというのは、それはやはり責任問題と思います。どうしてそれくらいのことを知らなかったか。ほかの病院がいろいろ知らなかったら言いませんよ、僕も。県立病院ですよ。

◎**石邑県立病院課長** すみません。重ねての御指摘ということは大変重く受けておりますけれども、なかなか病院のほうでも十分に対応し切れなかったところが現実でございます。もうそこは本当に誠に申し訳ありませんでしたというところなんです。今後そういったことがないように、特に注意をして事務の執行に当たってまいりたいと考えております。

◎**樋口委員** せめて新聞でも見ていたら素人でも分かります。僕の知っている、あまり立派じゃない病院はきれいにやっていますよ。また金額も意外と大きいでしょう。知らなか

ったというより、全くそういうことに関心がなかったという表現が正しいんじゃない。

◎石川県立病院課長 本当に厳しいお言葉をいただきまして、誠に申し訳ないと思うんですけれども、そこは補助要項なりをなおしっかり確認をしつつ事務をすればよかったというのは本当に思うところでございます。

◎樋口委員 そういった補助要項の確認は、読んでなかったわけですか。

◎石川県立病院課長 見てなかったわけではないんですけども、やはり実際事務をするときに、もう一手間確認をするところがちょっと不十分であったかと思っております。

◎笹岡公営企業局長 少しだけ補足で事情を説明しますと、この補助金はベッドが空いているところについて補償するという事なんですけども、システム上ではその1日の24時にベッドが空いていれば空床という扱いにするんですが、退院日については24時の前に出てしまいますので、システム上空床という扱いで計上されてしまったんです。ほかの病院でもそういうケースを全部空床ということで計上してしまったということです。補助要項は空床である場合に対象になるということでは理解はしていたんですけども、数字を取るときに、24時時点をもって空床というもので、ちょっと拾い間違いをしたという点があります。

もちろん今課長が何度も繰り返し言ったように、数字の取り方が間違っていたという点では、もうこれは弁解する余地はないわけなんですけども。補助要項を理解してなかったという点もありますけども、数字の拾い間違い、他県でもいろいろ事例がある中で、全くあれどうかなというのがありますけども、なおこのようなことがないように、今後対応していきたいと考えています。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

今後、しっかり気をつけてやっていただくようによろしくお願いいたします。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続きまして、公営企業局から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

高知県立病院第8期経営健全化計画の策定について、県立病院課の説明を求めます。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） それでは、高知県立病院第8期経営健全化計画の策定について御報告させていただきます。お手元の報告事項と書かれた資料で、赤のインデックスに県立病院課と書いたページをお願いいたします。

5月に業務概要を説明いたしました際に、昨年3月に総務省から公立病院経営強化ガイドラインが出されましたことから、今年度中に新たな経営健全化計画の策定に取り組むことについて御報告させていただいておりました。その後、ガイドラインに沿った見直しを

進め、先月、外部有識者で構成する経営健全化推進委員会を開催し御審議をいただき、お
おむね素案が固まりましたので、今回御報告をさせていただくものでございます。

資料左上の1「第7期経営健全化計画」の取組状況を御覧ください。まず計画期間です
が、令和3年度から令和7年度までとなっております。現在、第7期計画の期間中ではご
ざいますが、今年度中に第8期経営健全化計画を策定し、令和6年度以降は第8期計画と
して取組を進めてまいりたいと考えております。

次の目標は、地域の中核病院として、地域の医療機関等との連携を図りながら、質の高
い医療の持続的な提供が可能となる健全経営を行うということ。また、経営目標として、
令和7年度までに病院事業全体で経常収支の黒字が達成できる経営を目指すとしておりま
す。

その目標を実現するための重点取組項目としまして、地域医療構想を踏まえた県立病院
の果たすべき役割の発揮など、5つの項目に取り組んできたところでございます。

次に、取組成果としまして、経常収支の状況を数値とグラフでお示しをしております。
左側の数値の表にて御説明いたします。こちらの表には、第6期計画の期間である令和元
年度と令和2年度の実績の数値も御参考に記載をしております。

第7期計画初年度の令和3年度では、幡多けんみん病院の入院患者数が前年度より大幅
に増えたことなどにより、2病院の合計では3,100万円の黒字となっております。令和4年
度は、診療単価の増加や新型コロナウイルスに係る空床確保補助金の増などにより、2億
2,300万円の黒字となる見込みでございます。

次に、資料の右上、2「公立病院経営強化ガイドライン」の主なポイントを御覧ください。
ポイントの1点目として、役割・機能の最適化と連携の強化がございます。総務省から
出されたこれまでのガイドラインでは、再編・ネットワーク化が強くうたわれておりま
したけれども、それと比べ、病院や経営主体の統合よりも、病院間の役割分担と連携強化
に主眼を置いたものとなっております。このほか、医師・看護師等の確保と働き方改革や、
新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、また、施設・設備の最適化などにつ
いて記載が求められております。

これらのポイントを踏まえまして、第8期経営健全化計画の素案を策定いたしました。
3「第8期経営健全化計画」(素案)の概要を御覧ください。

まず、計画期間ですが、ガイドラインにおいて令和9年度までの計画を標準とするとさ
れていることから、令和6年度から9年度までの4年計画としております。

次に、目標としましては、地域の中核病院として、地域の医療機関等と機能分化・連携
強化を図りながら、質の高い医療を持続的に提供し、健全かつ安定的な経営を行うとして
おります。

次に、この目標の実現に向けた重点取組項目としては、6つの項目立てを考えておりま

す。特にポイントとなる点について御説明いたします。

まず、(1) 地域医療構想等を踏まえた県立病院の果たすべき役割の発揮では、あき総合病院の精神医療の在り方の検討を挙げております。精神医療の在り方につきましては、現在、知事部局において、第8期保健医療計画の改定に向けた検討が行われているところでありまして、その動向を注視しつつ、また、あき総合病院における精神医療の在り方について検討を行っているところです。この検討結果を踏まえて、県立病院が精神医療において担うべき役割などを盛り込みたいと考えております。

次に、(2) 地域医療を支えるためのネットワークづくりでは、幡多地域において、幡多けんみん病院を含んだ6つの医療機関で現在検討が進められております地域医療連携推進法人制度の活用も視野に入れた、さらなる連携強化の推進などについて。(3) 医療機能の向上による経営の健全化では、収益の確保や収支の改善に加え、新たに一般会計負担の考え方について。(4) 医療人材の安定確保では、医療スタッフの確保や専門性の向上に加え、働き方改革の推進として、追加的健康確保措置に向けた取組や、勤務環境の改善に向けた医師事務作業補助者や看護補助者の確保に向けた取組などについて。(5) 新興・再興感染症への対策の充実・強化では、感染防護具等の適正な在庫管理や、感染拡大時における職員の人員配置、優先業務の検討など、地域における役割分担を踏まえた平時からの取組について。(6) 施設・設備の最適化では、高額な医療機器の計画的な更新や、経年劣化の進行に対する既存施設の長寿命化の検討などについて記載するとともに、情報化の推進による業務の効率化や、サイバーセキュリティ対策について。

以上のような内容を盛り込んでいきたいと考えております。

最後に、資料右下のスケジュールを御覧ください。今後の予定としましては、令和6年度当初予算の編成と並行して収支計画を策定していく予定となっております。また、来年2月には、再度、経営健全化推進委員会を開催し、計画案についての御意見をいただきまして、修正等を加えた後、3月には県議会に御報告させていただく予定としております。

大まかな説明となりましたが、以上でございます。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 先ほどのあき総合病院の返還の分は、この経常収支の2億2,300円にはもう反映されているんですか。

◎**山本県立病院課企画監(経営企画担当)** すみません、どちらへの反映かもう一度お願いします。

◎**細木委員** 第7期計画はこれからですか。これまでの分ですよ。

◎**山本県立病院課企画監(経営企画担当)** 第7期の経営健全化計画が現在の計画でございます。本来令和3年度から7年度までの計画でございましたけれども、今回、第7期計画の途中ではありますが、総務省からガイドラインが出されたことによりまして、令和6

年度からは第8期計画に改めていきたいと考えております。

◎細木委員 さっきの1,300万円を返す分は、これに反映されているか、一応確認をということで。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） それにつきましては、令和2年度と3年度の補助金を返還するものでございます。この時点ではもう既に決算として確定しておりますので、今後、過年度の特別損失という形に上がってまいりますので、本来でしたら、ここがもう少し少なかったということになろうかと思えます。

◎細木委員 あと、第8期計画のガイドライン①のところの、地域医療構想を踏まえたということで、公立・公的病院のJA高知病院とか土佐市民病院とか、高知西病院とかが対象になっているじゃないですか。病院自体のベッド数を減らしたり。それは知事もそのまま踏襲してやりたいというようなことをずっとこの間言っておられたので、コロナ禍で、かなりそういう公立・公的病院の役割というのは、ある面やっぱり大事だなというふうに見直された中で、それはもうそのまま、ベッド削減とか地域医療構想をこのまま進めながら、新たなガイドラインにのっかってということの計画ですか。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） もともと、この公立病院経営強化ガイドラインはもっと早く発出される予定であったと聞いております。ただ、新興感染症の流行によりまして、先ほど委員のおっしゃられた幾つかの病院が統廃合するべきではないかという報道も一時期出ておりましたけれども、それよりもやっぱり公立病院の重要性というものが見直されまして、病床確保も必要であると。そういった意味から、経営をもっと強化していき、持続可能な経営を行うことというふうにガイドラインの方針が変更されております。そのガイドラインを受けて、今回、県立病院の計画も、そちらのほうにより経営強化に力を入れた計画としていきたいと思っております。

◎笹岡公営企業局長 先ほど御指摘のあった、ちょうどコロナの前に厚労省から出た分の中には、公立病院・公的病院について幾つかの病院が取り上げられて、指摘といいますか、こうしたらどうかという投げかけがあったんですけども、両県立病院については、特段そういうものとして取り上げられてはなかったということです。

◎細木委員 あき総合病院と幡多けんみん病院はないかもしれないけど、ほかの地域の病院との連携ということが書かれているので、その相手がなくなったら元も子もないというか、連携のしようがないので、そこら辺は、本当に大事だったという認識の下に、新たにどういう連携をしていけばいいのかというところでやってほしいなということです。

もう1点、(3)の新しいウの一般会計負担の考え方っていうのをもう少し詳しく説明していただけますか。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） こちらにつきましては、これまで総務省から示された2つのガイドラインである公立病院改革ガイドライン、新公立病院改革ガイドラ

イン、そして今回の経営強化ガイドラインのいずれにおきましても、この一般会計負担の考え方というものは記載をしておらずと書かれてはおりませんでした。ただ、高知県の第7期経営健全化計画ではそこは記載していませんでしたので、改めて一般会計の負担の考え方というものの、不採算医療である僻地医療とか災害医療、周産期医療といったものについて、通常の収益だけでは賄えない部分については、しっかり一般会計の負担をいただくという表現の内容を改めて記載する予定です。そこは、知事部局、財政課とも協議をしながら、表現はきちんと調整して記載していこうと思っております。

◎細木委員 今議会でも、少子化とか人口減少でこういう生める環境とかということがかなり話題にもなっていたので、僕はそれは必要だと思いますので、ぜひそれは検討していただきたいと思っております。

◎依光委員 僻地医療の言葉が出ていたけど、ヘルスケアモビリティという取組はこの2つの病院では考えてないんですか。周辺ではだんだんそういう状況になっていますよね。

◎山本県立病院課企画監（経営企画担当） 現在はまだ、やるという方向までには至っておりませんが、今、隔月に1回だったか、あき総合病院であれば畑山地区とか大井地区というところに巡回診療という形で、直接、院長、看護師、会計、薬剤師などが1台の車に乗って行っております。

ヘルスケアモビリティというのは、ドクターは病院におりつつ看護師などが行くということで、それについてはまだ実行するという話は上がってきておりませんが、実際、大井田病院などで有効な取組と聞いておりますので、そこは検討する価値は十分にあると思っております。

◎依光委員 経過を見ながら、検討をまたお願いします。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

私から一言。この3番目の収益の安定確保と医療の質の改善、ここが一番大事なところだと思います。特に収支に関しては、令和4年度はよくなっていると見えるんですが、これは見かけ上の問題だと思います。今後はかなり厳しい本番となるという感じがしますので、しっかりと計画を立てていただいて、その収益の安定確保、医療の質の改善ということをきちんと担保できるようにお願いしたいと思います。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《危機管理部》

《報告事項》

◎金岡委員長 ここで、当初の予定にはございませんでしたが、危機管理部から、急遽報告を行いたい旨の申出がおりますので、これを受けることといたしたいと思います。

◎中岡危機管理部長 昨年8月から運用してきました高知家の救急医療電話#7119でござ

いますけれども、365日24時間対応、無料通話であるということで広報いたしまして、利用を推進してまいりました。ところが今回、相談をした県民の方に通話料が発生したということが分かりました。県として誤った広報を行いまして、結果的に県民の皆さんに御負担をおかけすることになったということをごさいます。大変申し訳ございませんでした。

これまでの経過と今後の対応につきましては、担当であります消防政策課長から説明をさせていただきます。

◎鈴木消防政策課長 お配りしております高知家の救急医療電話（#7119）についてを御覧ください。

先ほど話がありましたとおり、相談された県民の方から通話料が発生していたというお話がございまして、今回それについて、経緯、原因、今後の対応について御説明させていただきます。

1 経緯のところを御覧ください。昨年8月1日から、高知家の救急医療電話#7119の運用開始を行っております。右に広報媒体を載せておりますが、この中にもありますとおり24時間365日、無料通話という形で広報を行っております。令和5年9月15日に今回の事案が発覚をしたというところで、県民の方から高知家の救急医療電話に通話料がかかっている旨のお問合せがありました。

これを踏まえまして、受託者である株式会社法研に確認したところ、相談者から県庁までの通話料については把握していないという回答を得ました。その後、県庁から受託者のコールセンターに転送しているところの転送サービスを行っているNTTに確認したところ、相談者から県庁までの通話料が有料であるということが発覚いたしました。

2 原因でございしますが、県民からの電話は県庁に設置している機器で受け、受託者のコールセンターへ転送、ボイスワープをする仕組みとなっております。下段に示しております図を御覧いただければと思いますが、左側が高知県内の状況でございまして、一番左の相談者から#7119をかけて、固定電話と書いているのが県庁になります。ここから県外の受託者のコールセンターまで転送される仕組みとなっております。

2つ目のポツを御覧ください。相談者から県庁までの通報につきましては、県が負担し、無料になるものと認識しておりました。そして、受託者から提出されますNTTの請求内容に内訳の記載がなく、相談者から県庁までの通話が有料であるということが把握できていなかったということをごさいます。

最後のポツになりますが、県と受託者、NTTの間で、通話料に関する確認が十分でなかったことが原因でございします。

3 今後の対応でございしますが、まず1番目としまして、早急に県の固定電話にフリーダイヤルを設定いたしまして、無料通話とさせていただくことを考えております。2番目でございますが、相談者が負担した通話料については、補填をさせていただくように考えて

おります。補填の金額、補填の仕方などについては早急に検討して、改めてお知らせをしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**細木委員** 修正した分を周知しないといけないと思うんですけど、例えば絵に描いてある「ダイヤル回線・IP電話からは」という番号を、フリーダイヤルの番号に変えないといけないじゃないですか。ホームページだったらすぐに変えられるかもしれないけど、印刷媒体とか何かシールとかで配布されていたら、それも変えないといけないと思いますけど、どんな対応ですか。

◎**鈴木消防政策課長** 委員御指摘のとおり、ホームページについては早急に改修したいと思っておりますが、お配りしている広報媒体の修正につきましては、どういった対応ができるかというところを早急に検討していきたいと考えております。例えば、テプラなどで簡易的にシールでカバーするとか、どういった対応になるか、引き続き早急に検討していきたいと考えております。

◎**細木委員** 今後の対応の補填ですけど、利用された方が分かったら、こっちからプッシュ型でやるのか、請求された場合だけにするのか、どんな対応ですか。

◎**鈴木消防政策課長** 現時点ではどのように対応できるかというところまで検討が至っておりませんで、我々としては、御迷惑をおかけした県民の方に何らかの補填をできればと考えております。手法については、様々検討してまいりたいと思っております。

◎**桑鶴委員** そもそも無料ということをやめてしまえばいいんじゃないですか。この電話は、救急車を呼ぶか、病院に行くか迷ったときに電話をする。その電話のしやすさがあるのが#7119だと私は認識しておりましたので、別に無料だからこれを使うというんじゃないなくて、有料でもいいんじゃないかなと私は思うんですけども。

◎**中岡危機管理部長** そこに関しましては議論があるかと思いますが、私どもとしましては、当初からこの365日24時間無料というふうにやってきましたので、今後協議が必要となりますが、多分、引き続き無料ということは可能だと思っておりますので、そういう方向でいきたいと考えております。

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

《採決》

◎**金岡委員長** これより採決を行います。

今回は、議案数7件で、予算議案3件、条例その他議案4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委

員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和5年度高知県電気事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「令和5年度高知県病院事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**金岡委員長** 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

◎**金岡委員長** 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）が、公明党、自由民主党、日本共産党、一燈立志の会、自由の風から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。

小休にいたしますので、御意見を自由にどうぞ。

(小休)

◎ 御意見はございませんか。

◎ 異議なし。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することで構いませんでしょうか。

一部、文言の修正もさせていただきたいと思います。それは、若干分かりにくいという話がありましたので、分かりやすい文に若干修正させていただきたいと思います。その最後の文案の調整は、正副委員長に一任ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

これは当委員会委員全員をもって提出をさせていただきます。

もう1点、この意見書についてお諮りしておきたいと思います。提出先も若干加えさせていただいてよろしいでしょうか。後先で申し訳ございませんが、御了承願います。構いませんか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 次に、国民生活を圧迫しないこども・子育て政策の財源確保を求める意見書（案）が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** それでは、意見書の朗読は省略いたします。

小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小休)

◎ ないですか。

◎ 合わない。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、11日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますのでよろしくをお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(14時41分閉会)